

藤井寺市教育振興基本計画

(案)

平成 28 年〇月
藤井寺市教育委員会

はじめに

我が国が、平和で民主的な国家として発展し、国際社会に貢献していくためには、教育の果たす役割が極めて大きいものと考えます。教育基本法には、その第一条に教育の目的として「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定されています。また、現在、人口減少傾向、高齢化、高度情報化、国際化の進展など社会が大きく変化しその光と影が混在する中で、将来社会を逞しく生き抜いていく人間の育成が求められています。

一方、本市に目を向ければ、古市古墳群をはじめ、国府遺跡、それに葛井寺や道明寺、道明寺天満宮など国宝を有する社寺をはじめ多くの歴史資産を有しています。また、交通の便がよく住宅都市として恵まれた環境にあると言えます。

このような状況下で本市の将来を考えると、やはり大切になるのは教育だと考えます。学ぶ意欲、学ぶ喜び、仲間と共に学ぶ楽しさは人に生きる喜びを与えます。幼児から高齢者までの人たちが学校教育、社会教育の場で興味関心を持って、先生や仲間と触れ合いながら生き生きと学んだり、活動したりする姿はすばらしいものです。さらに、今、重要となっているのが地域ぐるみの教育です。少子化、核家族化が進展する中で、地域の一員としての自覚をもって世代を越えて交流することは大切な教育の場にもなります。

法制度についても、社会の変化に対応し大きく変わりました。平成25年度には「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめは法律違反となり、防止への取り組みが義務化されました。平成27年度からは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会制度のあり方が見直されました。首長が教育に関する「大綱」を策定するなど首長の教育に果たす責任が大きくなり教育に対する責任がより明確化されました。

教育行政を預かる機関として、責任の重大さを改めて深く認識し、上記のような社会の変化を踏まえ、市長はじめ関係機関と連携する中で、英知を結集し、未来を拓く教育と地域に根差した信頼される教育を進めるべく取り組まなければならないと認識しています。

平成28年〇月

藤井寺市教育委員会

目次

第1章 計画の策定

1 策定にあたって	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2

第2章 本市の教育の概況

1 市の人口の推移	3
2 市立幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒数の推移	3
3 市立幼稚園、小・中学校での教育活動概要	6
4 生涯学習	8
5 スポーツ振興	8
6 文化財保護	8

第3章 本市の教育がめざすもの

1 基本的考え	9
---------	---

第4章 基本方針

1 「生きる力」を身につける教育を推進します	11
(1) 確かな学力を身につけさせます	11
(2) 学校図書館を充実します	15
(3) 国際理解教育の充実と英語教育の充実に取り組みます	15
(4) 小・中学校9年間を見通した教育を推進します	16
(5) 郷土愛を育む教育を推進します	16
(6) 夢・志を育む教育を推進します	18
2 心の教育の充実を図ります	20
3 人権教育を推進します	22
4 支援教育・障がい児者理解教育の充実を図ります	25
5 生徒指導の充実を図ります	27
6 いじめ防止対策を推進します	31
7 健やかな体の育成を図ります	34
8 地域との協働による青少年健全育成と放課後児童対策の充実を図ります	37
9 幼児教育の充実を図ります	39
10 安心・安全な学校園づくりを推進します	41
(1) 不審者からの安全や交通安全及び身の回りの安全の確保に努めます	41
(2) 防災教育の充実を図ります	43
(3) 市立小中学校及び幼稚園の耐震化に取り組みます	44

1 1	教育環境の整備を進めます	45
1 2	教育機会均等の確保に努めます	46
1 3	市民の生涯にわたる学習を支援します	47
1 4	生涯を通じて読書に親しめる市立図書館をめざします	48
1 5	スポーツの振興とスポーツを通じたコミュニティの活性化に努めます	50
	(1) スポーツ推進基本計画を策定します	50
	(2) 市民の多様なニーズに対応したスポーツ施設の整備及び運営の改善に取り組みます	50
	(3) スポーツ振興事業を充実します	51
1 6	歴史文化の薫るまちづくりの推進に努めます	53
	(1) 発掘調査の成果から、当時の生活の様子をうかがいます	53
	(2) 歴史資産を守り、未来に継承します	54
	(3) 藤井寺市の歴史の情報を発信します	55

《資料編》

1	藤井寺市立小・中学校及び幼稚園の通学・通園区域	59
2	市立幼稚園、小・中学校での教育活動概要	61
	幼稚園	61
	小学校	62
	中学校	64
3	本市の児童生徒の学力・学習状況の実態	65
	(1) 調査の実施概要	65
	(2) 学力調査結果（小学校）	65
	(3) 学力調査結果（中学校）	66
	(4) 学習状況調査結果	68
	(5) 児童生徒の好ましい傾向と、学習及び生活上の課題（概要）	72
4	主な生涯学習関係事業	74
	(1) 生涯学習機会の提供	74
	(2) 青少年健全育成	74
	(3) 市立図書館	74
5	主なスポーツ振興事業	75
6	主な文化財保護事業	76
7	藤井寺市内指定文化財一覧	77

第1章 計画の策定

1. 策定にあたって

平成18年（2006年）12月に改正教育基本法が施行され、その第17条において、政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定めるものと規定されました。地方公共団体においても、国の計画を参酌し、地域の実情に応じた当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることが努力義務として規定されています。

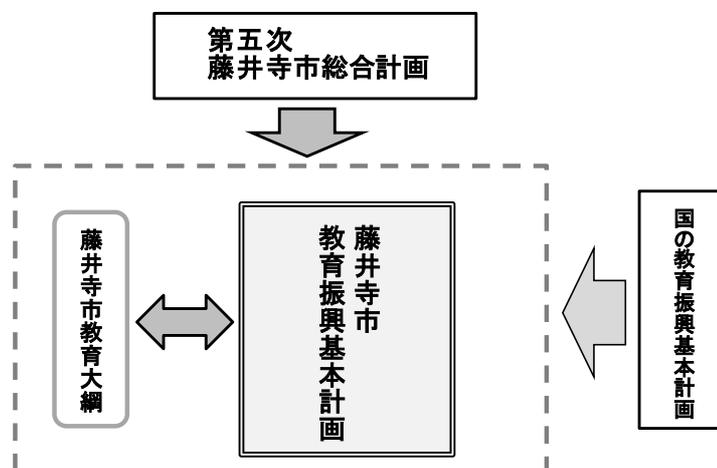
平成27年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により教育委員会制度が見直され、首長が市町村の教育、学術、及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。

本市においては、平成28年度から市の施策の基盤となる第5次総合計画がスタートする時期でもあります。このような状況を踏まえ、教育委員会として、教育振興に関する総合的、基本的な方針を明確にする必要があるものと考え、教育振興基本計画の策定に取り組みました。

2. 計画の位置づけ

本市では現在第4次総合計画で示した教育に関する方針や施策をもとに、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施しています。平成27年度の法改正により、市長が総合教育会議の議論を通して教育に関する大綱を定めることになり、教育理念に基づいた方針や方向性ととも財政状況等をはじめとする市の実態も踏まえた本市の教育のあり方、方向性を確立しなければなりません。

また、教育振興基本計画の策定にあたっては、市の第5次総合計画や教育の大綱との整合も図る形で策定する必要があります。



3. 計画の期間

この計画の期間は、市の第5次総合計画と合わせることとし、平成28年度(2016年度)から平成35年度(2023年度)までの8年間とします。その間、総合計画の見直しに合わせて見直すほか、教育関連法令の改正や学習指導要領の改訂、社会情勢の変化などを考慮し必要に応じて見直しを行います。

28年 度	29年 度	30年 度	31年 度	32年 度	33年 度	34年 度	35年 度
第五次藤井寺市総合計画							
藤井寺市教育振興基本計画							

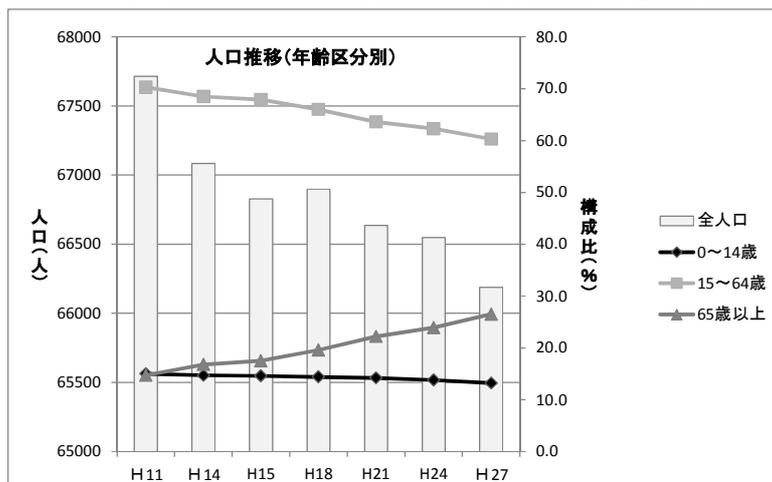
第2章 本市の教育の概況

1. 市の人口の推移

本市の人口は平成27年9月末現在で66,189人、世帯数は28,778世帯となっています。

近年の人口推移では、平成11年の67,714人をピークに減少傾向にありましたが、最近10年ほどは概ね横ばいの傾向にあります。世帯数の推移は微増を続けています。

年齢3区分別の人口の推移は次のようになっており、少子化・高齢化の傾向が見られます。



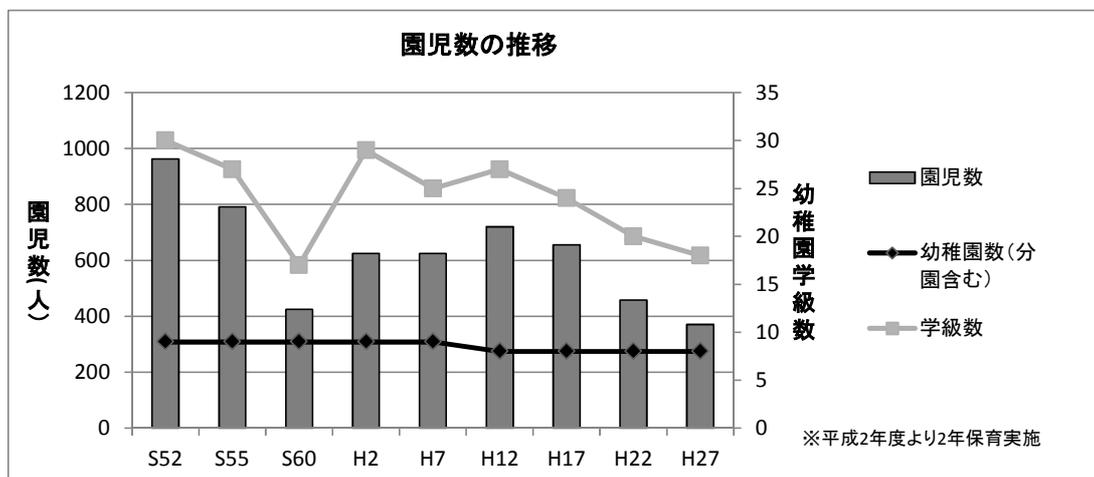
(住民基本台帳から 各年9月末現在)

2. 市立幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒数の推移

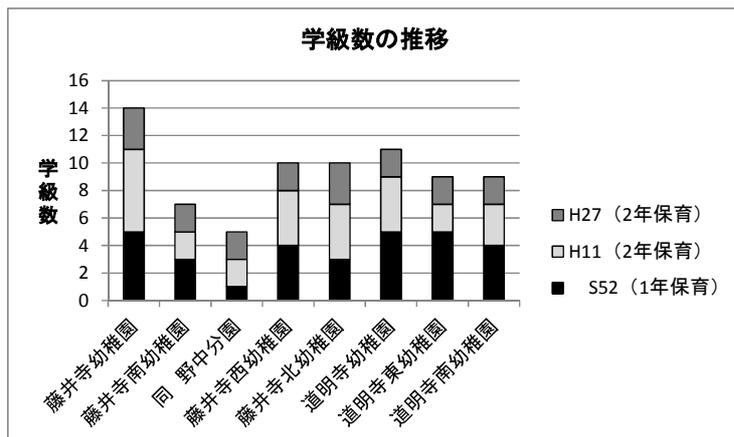
本市には、現在小学校に併設する形で7園の市立幼稚園があり、平成元年度までは1年保育、平成2年度から全園で4~5歳の2年保育を実施しています。市立小学校は7校、市立中学校は3校あります。

(1) 園児数の推移

市立幼稚園の就園児数と学級数は次のような状況です。



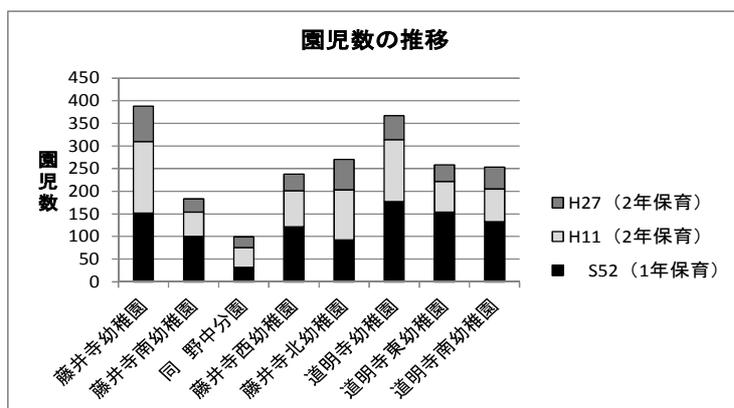
※平成2年度より2年保育実施



幼稚園の園児数のピークは昭和 52 年度の 962 人、2 年保育実施後では平成 11 年度の 723 人です。以後、減少傾向が続いています。要因としては子どもの数の減少、保護者の就労に伴う保育所への入所、3 歳児保育や預かり保育を実施する私学への就園等が考えられます。

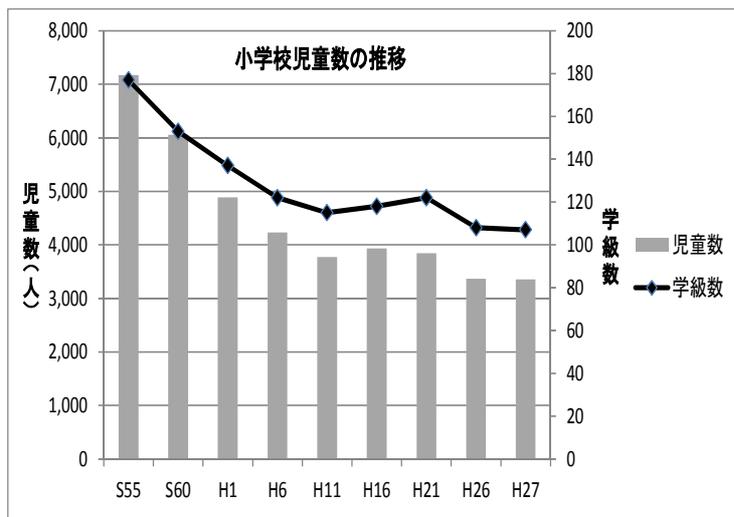
なお、今後の園児数の推移については、平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度のスタートや 28 年度のこども園の開園等により就園率の予測はむずかしい状況です。

* 道明寺幼稚園川北分園は昭和 53 年度に開園しましたが、平成 11 年度より休園しています。川北分園園区の園児数は道明寺幼稚園に含んでいます。



(2) 児童数の推移

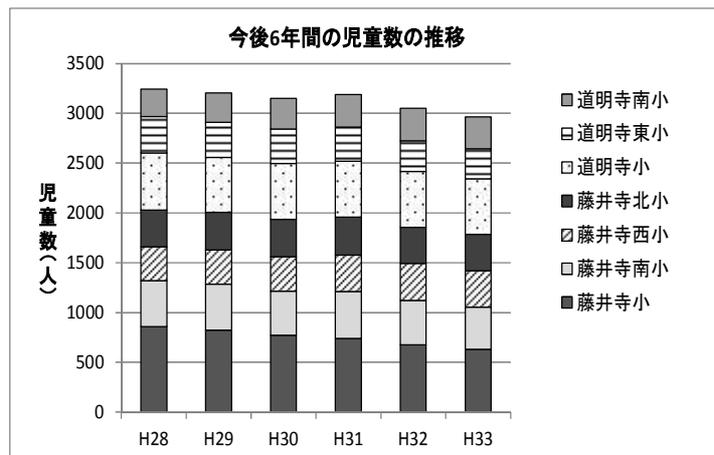
児童数と学級数の推移は、次のような状況です。小学校数については昭和 51 年度に藤井寺北小学校が開校し、以降 7 校となっています。



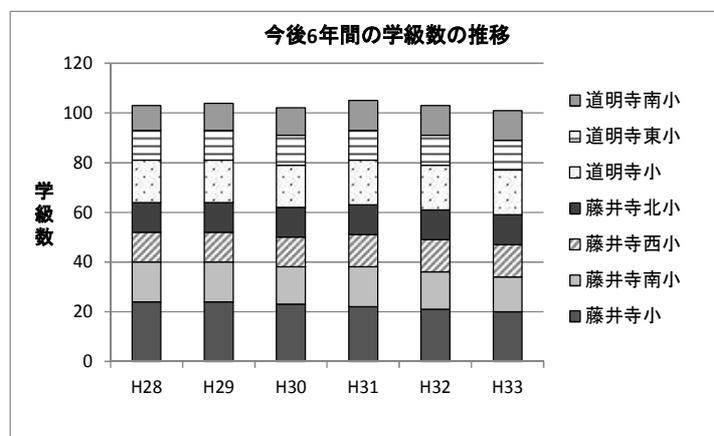
小学校の児童数のピークは昭和 55 年度です。児童数の減少に比べ、学級数の減少が少ないのは 1 学級の定数が 45 人から 40 人に改善されたことによるものです。また、平成 23 年度からは 1、2 年生の 1 学級の定数は実質 35 人になっています。児童数についてはピーク時に比べ、現在は半数以下になっている状況です。

(学級数に支援学級の数はありません。)

一方、今後の児童数と学級数については概ね次のように予測されます。



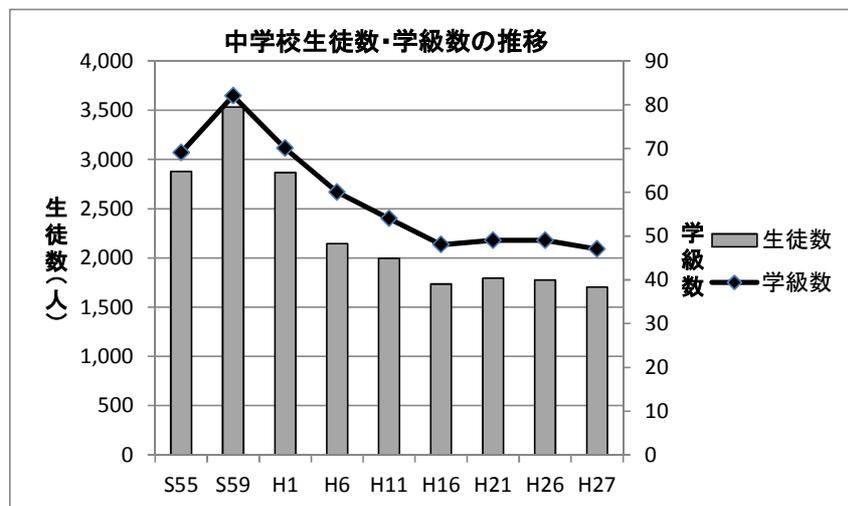
このグラフは平成27年5月1日現在の住民基本台帳に基づき作成しています。平成28年度以降の新1年生の私学進学や転出の児童数については、平成27年度の減少実績の数を平成28年度以降にも適用しています。6年間の増減の概要として平成28年度をもとに平成33年度の児童数を見ると、全体として約9%の児童数の減少が見られます。学校別の増減では、特に減少傾向の大きい学校は藤井寺小学校（約26%の減少）と道明寺東小学校（約18%の減少）です。増加傾向が見られる学校は道明寺南小学校（約16%の増加）、と藤井寺西小学校（約7%の増加）です。平成28～30年度において道明寺南小学校が学校教育法施行規則で規定されているいわゆる標準学級数の12～18学級に満たない状況にありますが、平成31年度以降は12学級に回復する状況にあります。



(学級数に支援学級の数含まれていません。)

(3) 生徒数の推移

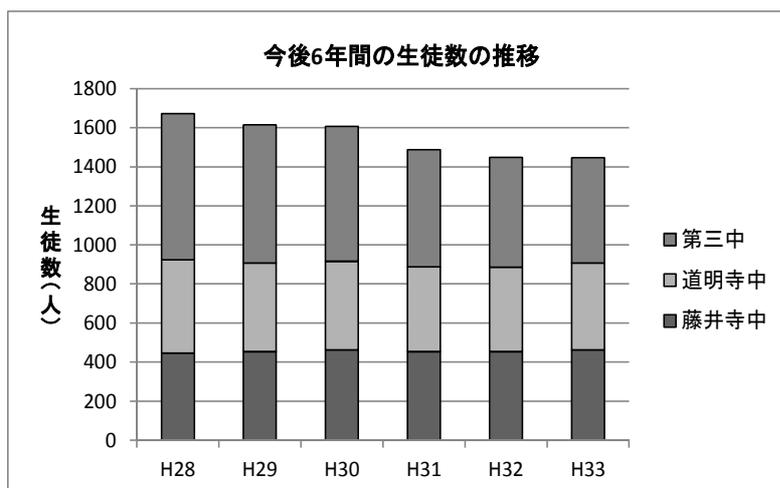
中学校の生徒数と学級数の推移については次のような状況です。



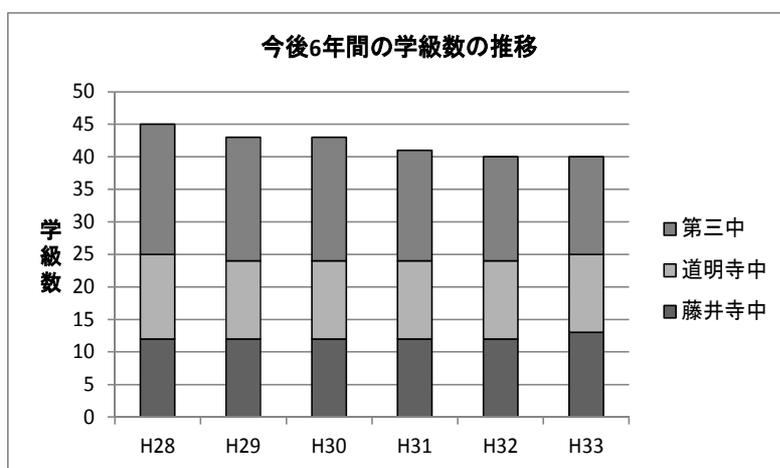
中学校の生徒数のピークは昭和59年度です。生徒数の減少に比べ、学級数の減少が少ないのは小学校同様1学級の定数が45人から40人に改善されたことによるものです。生徒数についてはピーク時の昭和59年度に比べ、現在は小学校同様半数以下になっている状況です。

(学級数に支援学級の数含まれていません。)

一方、今後の生徒数と学級数については概ね次の表のように予測されます。



6年間の増減の概要として平成28年度をもとに平成33年度の生徒数を見ると、全体として約13%の生徒数の減少が見られます。学校別の増減では、特に減少傾向の大きい学校は第三中学校（約28%の減少）です。増加傾向が見られる学校は藤井寺中学校（約4%の増加）です。



（学級数に支援学級の数含まれていません。）

3. 市立幼稚園、小・中学校での教育活動概要

（1）市立幼稚園

全園、平成2年度から4、5歳児を対象に2年保育を実施しています。保育時間は水曜日を除き、午前8時30分から午後3時、水曜日は午前保育を基本にしています。職員構成は園長1名、園長代理1名、担任教員、担任外教員1名で構成しています。

小学校に併設して設置しており、幼小の8年間を通した教育を考え、幼小の交流が活発に行われていることが最大の特色です。

保育内容としては、幼稚園教育要領に則り、特色ある教育活動への取り組みを中心に、園児の主体的な活動を重視した多様な保育活動を推進しています。2年保育実施後、就園児数が最も多かった平成11年度と比較すると全就園児数は約半数、1学級の平均人数も約26人から20人に減少しています。人数が減少した分、園児と保育者との関わりを密にし、一人ひとりの活動を豊かにするように努め、また、基本的な生活習慣の定着に粘り強く取り組むなど保育の質を高めるようにしています。

市内各幼稚園においては、特色ある教育活動を通し、協力、表現、製作活動など園児が活動の目標を共有し共に取り組む中で、園の教育目標の達成を図っています。

未就園児子育て支援については、「きらりキッズ」と称し、月2回、幼稚園開放や在園児との交流も含めながら子育て支援に取り組んでいます。また、読み聞かせや工作、運動会への就園前幼児の参加も実施しています。子育て相談については「きらりキッズ」時に加え、随時各幼稚園で実施しています。

(2) 市立小学校

平成27年度は7小学校のうち、藤井寺小学校が総学級数30、児童数908人の大規模校となっています。かつて藤井寺小学校と同程度の児童数の規模であった道明寺小学校が平成27年度、総学級数23学級、児童数608人と以前に比べ規模が小さくなっています。他の小学校は13～18学級規模の学校です。(学級数には支援学級も含まれています。)

藤井寺北小学校校区小山7丁目の一部が大和川の北側にありますが、この地域の児童については八尾市に教育事務委託し、八尾市立大正小学校に通学しています。また、同じように校区の一部が大和川の北側にある道明寺小学校校区川北地区については市が委託した通学バスでの送迎を行っています。

各小学校とも、特色を打ち出し、地域の中の学校として地域の方々の様々なご協力を得ながら体験活動や本物に触れる教育を大切にした教育活動を行っています。近年は、特に、学力向上に向け児童の主体的な学習、少人数学習や習熟度別学習にも積極的に取り組んでいます。

平成27年度から、外国人英語指導助手(ALT)を増員し英語教育の充実にも取り組んでいます。また、ICTの教育活動への活用のあり方を研究するため、タブレットを2校に導入し、その効果的な活用についても研究をはじめています。

(3) 市立中学校

平成27年度は3中学校のうち、第三中学校が総学級数25学級、生徒数749人で最も規模が大きい学校です。他の2中学校は総学級数が15～16学級のいわゆる標準規模の学校です。(学級数には支援学級も含まれています)

第三中学校区の小山7丁目の一部が大和川の北側にありますが、この地域の生徒については、八尾市に教育事務委託し八尾市立大正中学校に通学しています。

平成26年度から、中学校給食を完全給食の形でスタートし、その定着に取り組んでいます。

各中学校とも、小学校同様、特色を打ち出し、地域の中の学校として地域の方々の様々なご協力を得ながら体験活動や本物に触れる教育に取り組んでいます。近年は、特に、学力向上に向け生徒の主体的な学習への授業改善、少人数学習や習熟度別学習にも積極的に取り組んでいます。

平成27年度から、市の外国人英語指導助手（ALT）を増員し中学校での指導時数を増やすなど英語教育の充実に取り組んでいます。

また、中学校単位で小中の連携を図り、小中を見通した教育の推進にも取り組んでいます。

☞ ICT：ICT（情報コミュニケーション技術）：Information and Communication Technology の略

4. 生涯学習

学ぶことは、まさに豊かに生きることであり、生涯学習の充実は教育委員会の大きな使命です。

本市においては、市立生涯学習センター（アイセルシュラホール）を拠点に市民の生涯学習の充実、青少年の健全育成の推進をめざしています。また市立図書館では生涯学習支援の施設として、「だれでも、いつでも、どこでも、必要なとき、必要な資料を利用できる、市民に親しまれる図書館」を目標に地域に根づいた図書館活動を進めています。

5. スポーツ振興

市民が生涯にわたり気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、また、各種スポーツにおける競技力の向上を図るため、スポーツ施設・設備の充実に取り組むとともに、各種スポーツ団体・スポーツ推進委員会との協働によりスポーツの振興に努めています。

6. 文化財保護

本市には平成22年度世界文化遺産の暫定リストに登載された古市古墳群のほか、史跡国府遺跡などがあり、市域の約65%が埋蔵文化財包蔵地（遺跡）となっています。これらの豊富な文化財はいわば市と市民の宝であり、また、市民にとっては郷土の誇りとなるもので適切な保存、管理に努めています。

また、本市には葛井寺の乾漆千手観音座像や道明寺の十一面観音立像、道明寺天満宮の菅原道真公遺品などの国宝があり大切に保存管理されています。

第3章 本市の教育がめざすもの

1. 基本的考え

少子化・高齢化の進行、人口減少、社会や家族における人間関係の希薄化、格差社会状況、国際化の更なる進展、情報化の進展による光と影、大震災や大災害への備えなど多くの課題がある今の社会において、やはり教育の果たす役割は大きいと言わなければなりません。幅広い教養や課題に対応する専門性、コミュニケーション能力と語学力、異文化理解、人権感覚とモラル、判断力や行動力、チャレンジ精神などを様々な教育の場面で育む必要があります。

それぞれのライフステージにおいて常に、人と関わり合いながら、主体的に学び続ける中で、喜びを感じ、知識や能力を身につけていくことが大切です。学校教育、社会教育において、子どもや市民の一人ひとりが様々な形で学ぶ喜びや自らを高める充足感を感じ、生涯にわたって心身ともに健やかにたくましく生きる人間の育成に努めることが大切です。



基本
理念

文化伝統を尊重し、学ぶ喜び、高まる喜びを感じながらたくましく
健やかに生きる人間の育成

基本
目標

- ☆ 変化する社会情勢や様々な価値観が存在する中で、自ら判断し、
行動することができる人づくり
- ☆ 夢や志、また信念や目標を持って、自らの課題を見つけ、自己を
発揮し、粘り強くチャレンジする人づくり
- ☆ 互いの違いを理解し、自他の生命、人権を尊重しながら、社会
の形成者として積極的に社会を支えようとする人づくり

基本
方針

1. 「生きる力」を身につける教育を推進します
2. 心の教育の充実を図ります
3. 人権教育を推進します
4. 支援教育・障がい児者理解教育の充実を図ります
5. 生徒指導の充実を図ります
6. いじめ防止対策を推進します
7. 健やかな体の育成を図ります
8. 地域との協働による青少年健全育成と放課後児童対策の充実を
図ります
9. 幼児教育の充実を図ります
10. 安心・安全な学校園づくりを推進します
11. 教育環境の整備を進めます
12. 教育機会均等の確保に努めます
13. 市民の生涯にわたる学習を支援します
14. 生涯を通じて読書に親しめる市立図書館をめざします
15. スポーツの振興とスポーツを通じたコミュニティの活性化に努
めます
16. 歴史文化の薫るまちづくりの推進に努めます

第4章 基本方針

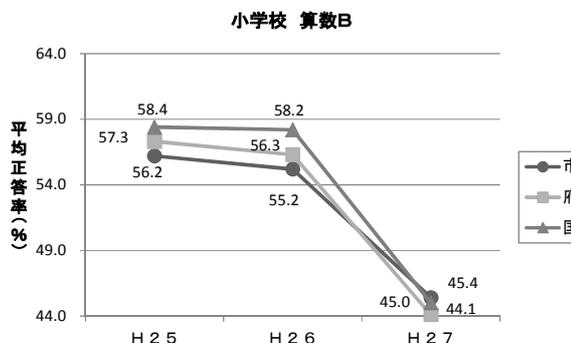
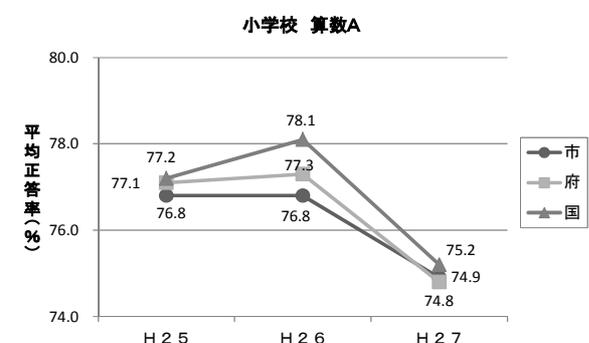
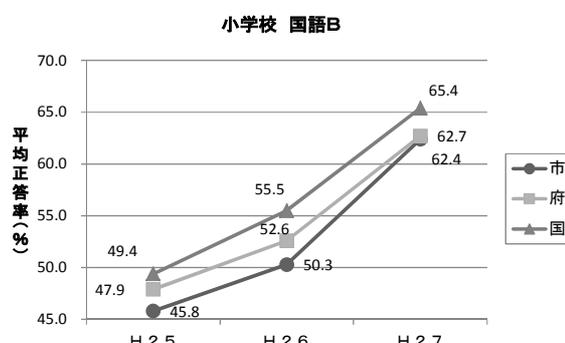
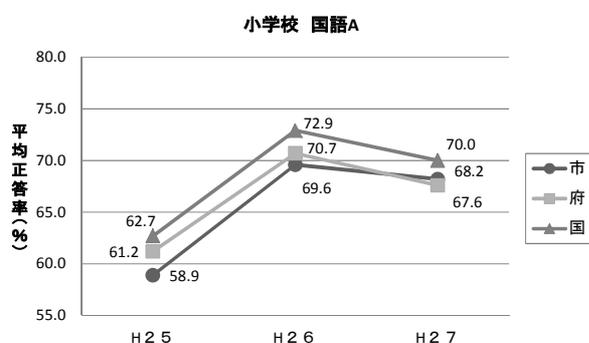
基本方針1 「生きる力」を身につける教育を推進します

1-(1) 確かな学力を身につけさせます

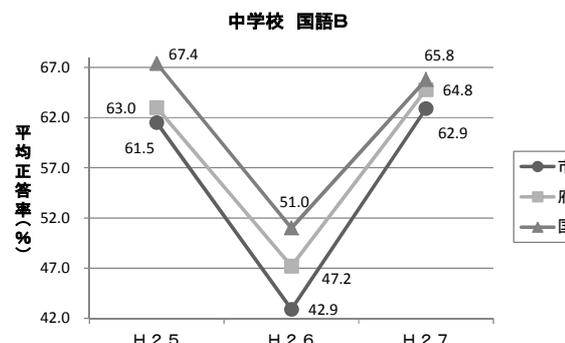
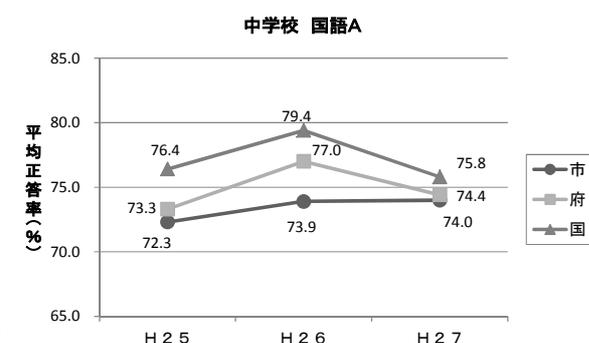
現状と課題

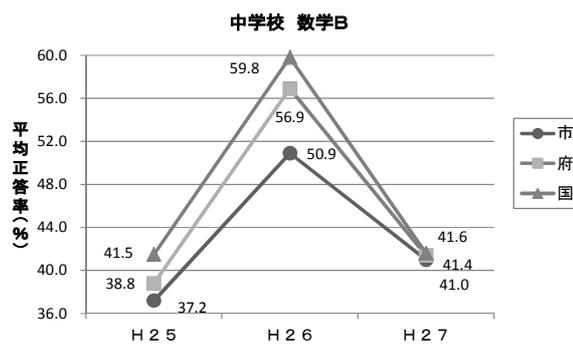
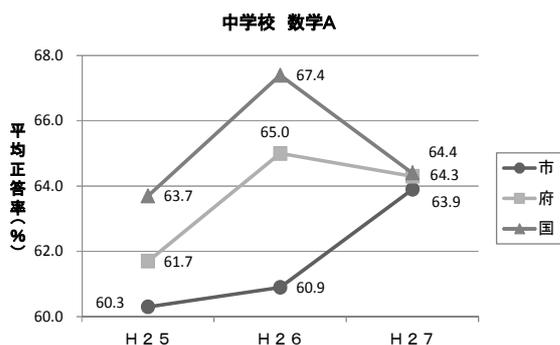
【平成27年度全国学力・学習状況調査から見える現状】（小学6年、中学3年対象）

《学力面》



☆平成27年度小学校 理科（市：56.2、府：57.3、国：60.8）※平成25、26年度は未実施



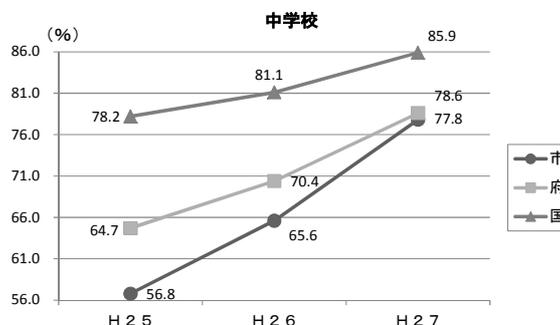
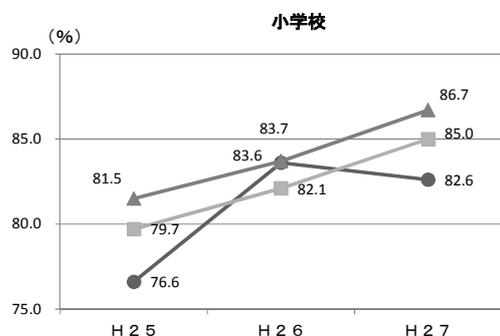


☆平成27年度中学校 理科（市：49.3、府：50.8、国：53.0）※平成25、26年度は未実施

上記より、A区分（知識）は小中学校とも全国平均に近く、各学校の取組みにより学力向上が図られ、基礎基本となる学力は、国語、算数、数学とも概ね身に付いています。しかし活用力は、小学校算数は、国の平均正答率を1.3ポイント上回っていますが、国語、数学については、まだまだ課題となっています。各設問から見える課題としては、特に国語では「目的に応じ、考えや情報を的確に整理し、要点をまとめて表現すること」、算数・数学では「基礎用語を確実に理解すること」「論理的に考えたり、算数・数学的な表現を用いて説明すること」が課題となっています。

《学習状況面》 ～児童生徒質問紙抜粋～

質問項目：ふだんの授業で自分の考えを発表する機会がよくある



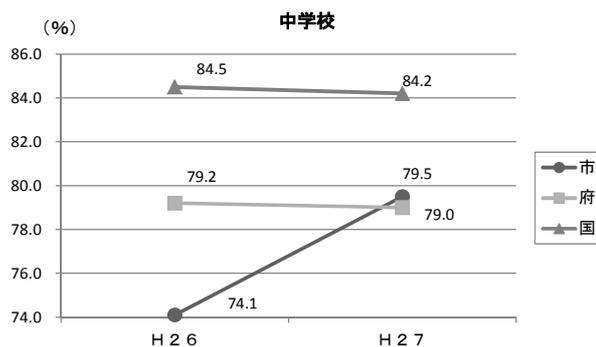
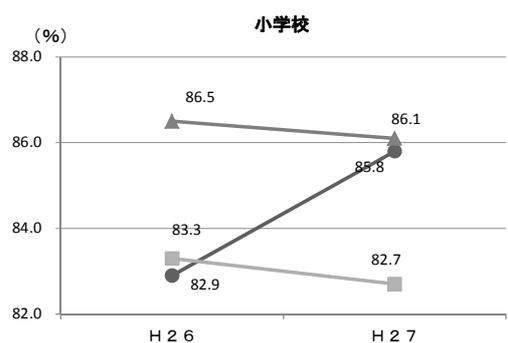
質問項目：自分で課題を立てて解決していく学習に取り組んでいたと思いますか

	小学校	中学校
藤井寺市	67.3	48.1
大阪府	68.3	54.5
全国	74.2	65.7

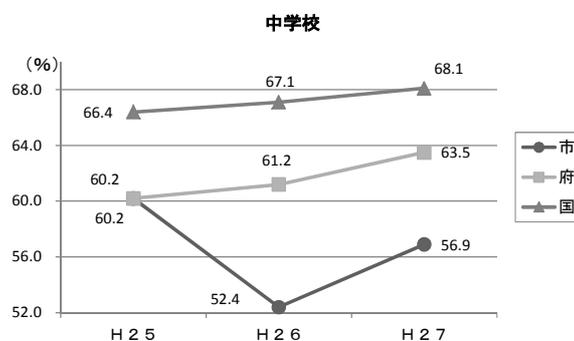
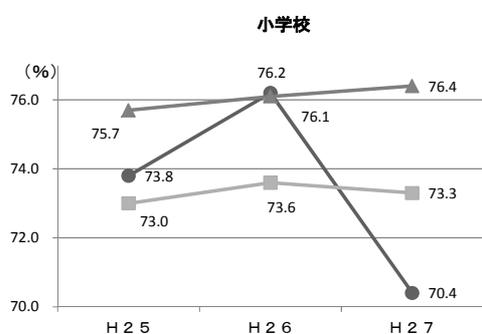
※ 平成27年度のみ項目

藤井寺市では授業改善に取り組んでいますが、上記2項目については、今後の大きな授業改善の課題点といえます。この改善を進めることが、子どもたちの活用力向上への大きな方策のひとつであると考えています。

質問項目：学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがありますか

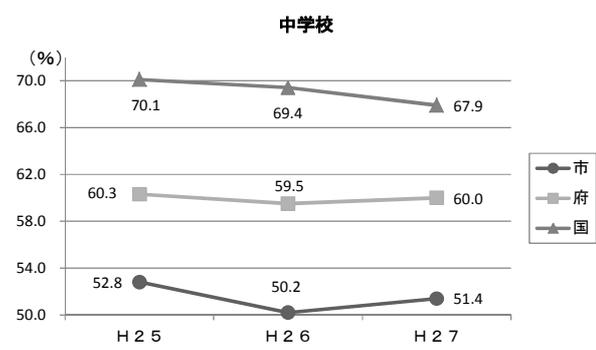
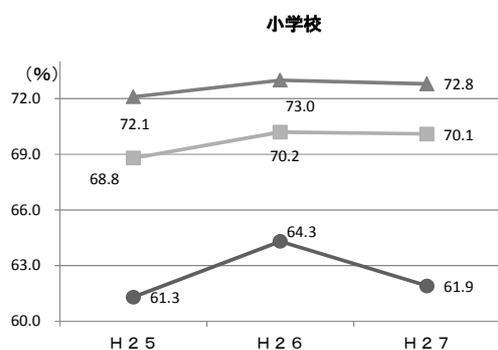


質問項目：自分には良いところがあると思う

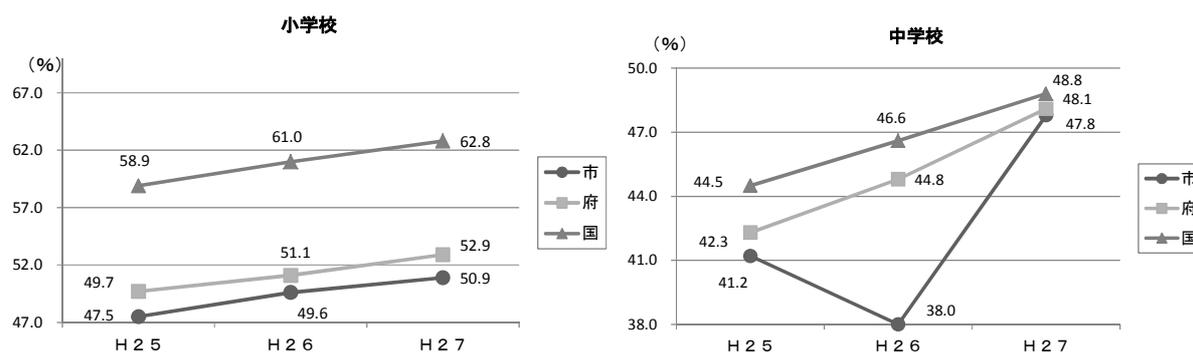


上記2項目からは、子どもたちの社会自立に大切な協力すること、やり遂げることを学校で経験し、子どもたちがその体験を有意義に感じていると言えます。その反面、自分の良さや個性を自覚できず、子どもたちの自己肯定感が低い現状があるといえます。学校、地域、家庭で、自分の良さ、他人の良さを知り、違いを認め、共に安心して生活できるような環境作りが課題です。

質問項目：読書は好きですか



質問項目：家で、自分で計画を立てて勉強している



子どもの放課後の時間の活用の仕方については、読書の好きな子どもの割合が低いだけでなく、読書時間が少なく、テレビゲームやスマホに使う時間が多いのが現状です。家庭学習や読書等の時間を確保したり、計画的にバランスよく時間を活用することが課題です。

今後の方向性

●学力の向上に向けた取組み「藤井寺市学力向上推進支援事業」のさらなる推進

小学校、中学校の9年間の子どもの育ちを軸とし、子どもたちに確かな学力が身につくよう、指導方法の改善、学習形態の工夫や人的・物的教育環境の整備等に取り組んでいきます。例えば、アクティブ・ラーニングを取り入れ、グループワークによる言語活動の充実、探求活動による課題解決学習の充実、ICT機器の活用促進により子どもたちの活用力の向上を図っていきます。

●中学生の個に応じた学習支援「放課後ゆめ教室」の充実

中学校では、放課後に地域人材「学習アドバイザー」を活用した「放課後ゆめ教室」を実施しています。今後も中学生の個に応じた学習のつまずきに対応し、支援できる教育環境を作り、学力向上と学習習慣の定着を図っていきます。

●小学校の外国語活動の充実と、小学校・中学校英語教育の円滑な接続への取組みの推進

グローバル社会への対応のため、平成27年度から、市内小学校2校に常駐配置したALT2名を含めた5名のALTの活用を中心に研究を進め、国際理解教育並びに英語教育の充実に向け、取り組んでいきます。

●キャリア教育の推進

子どもたちに自己有用感を育み、社会的自立につなげていくために、キャリア教育の視点をふまえ、全教育活動の中で、豊かな経験と豊かな心の育みの環境作りを推進していきます。

☞**アクティブ・ラーニング**：教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。

☞**キャリア教育**：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

1-(2) 学校図書館を充実します

現状と課題

平成 27 年度より全小中学校に学校図書館司書を週5日配置し、子どもたちが在校中は、学校図書館が開館している環境を整え、読書活動や調べ学習の支援を行い、学校図書館を中心とした主体的な学習活動を推進しています。

また、各学校を通じて、学校図書館ボランティア（ブックママ）を募集し、児童・生徒の読書に対する関心を高め、情操を育てることを目的として、児童・生徒への読み聞かせや本の紹介、学校図書館の環境整備や本の整理・修理を行うことで、学校図書館教育の充実を図っています。

今後は、各校の学校図書館の電算化を進め、蔵書の管理や図書の貸し出し・返却等の事務的業務にかかる時間的負担の軽減を図り、配置している学校司書やブックママが、子どもたちとより長く広く関わることにより、子どもたちの学習活動をより充実したものとすることが課題です。

今後の方向性

●市内全小中学校図書館のネットワークシステムづくりの推進

市内全小中学校における学校図書館蔵書管理システム電算化事業を進め、各学校における学校図書館教育の充実を図ります。また、電算化によりつながれた市立図書館をキーステーションとした全小中学校の図書館のネットワークシステムづくりを推進します。

●読書活動・調べ学習の推進

各学校においては、教職員が学校司書やブックママとの連携をさらに強化し、子どもたちの読書活動や様々な教科の学習において調べ学習を推進します。子どもたちが、自分の興味・関心・必要性に応じて、学校司書やブックママの支援を受けたり、電算化システムを自ら活用して蔵書を検索したりして調べ学習を進めることができるように、体制・環境の整備を進めます。

1-(3) 国際理解教育の充実と英語教育の充実に取り組みます

現状と課題

平成 27 年度より小学校2校にALTを常駐配置し、「ALT活用（重点配置）による英語教育推進モデル事業」を行っています。ALTを常駐配置することで、ふれあいを通し異文化理解を深め、将来グローバル社会で活躍できる子どもを育てていきます。配置された2校の実践の効果を検証し、市内全小中学校の英語教育をさらに推進していくことが今後の課題です。

今後の方向性

●平成30年度の小学校における英語の教科化に向けた先進的な取組みの推進

A L Tを常駐配置した小学校の取組みから成果と課題を明らかにし、各学校における研修会や全小中学校を対象とした研修会・連絡会において、情報共有や共通理解を図り各学校における実践に生かすことで、藤井寺市全体の国際理解教育・英語教育を充実させていきます。

●中学校における世界遺産学習において、中学校教材としてA L Tを中心に市が作成した英語のリーフレットを活用した学習の推進

藤井寺市にある古墳や貴重な文化財についての英語版リーフレットを活用し、身近にある歴史遺産についての興味・関心を高めるとともに、自分たちが住む藤井寺市への誇りにつながるよう世界遺産学習に取り組みます。また、古市古墳群を訪れる外国人とのコミュニケーションにも活かせるものとしします。

1-(4) 小・中学校9年間を見通した教育を推進します

現状と課題

小学校における小・中学校いきいきスクール事業において、「道徳」「支援教育」における小中学校間の学習活動の連携に取り組むとともに、中学校教員による小学校における外国語活動の授業の充実にも取り組んでいます。

経験の少ない教員が増える教員構成の中で、小・中学校での授業実践の交流、研究をさらに進め、9年間を通じた教育活動の充実を図ることが重要な課題です。

今後の方向性

●小中学校9年間を見通した教育の推進

教員の合同研修・実践交流等の場を設定し、児童生徒の学習状況について情報共有・共通理解を図り、各学校において小中学校9年間を見通した学習指導を進め、市の実情に合った小中一貫教育の充実に取り組めます。

●小学校卒業生の同一中学校進学の見直し

将来の児童生徒数の推移を踏まえ、現行の学校配置のもと小学校卒業児童の同一中学校進学について検討します。

1-(5) 郷土愛を育む教育を推進します

現状と課題

郷土学習

小学3年生、小学4年生と児童の発達段階に応じて、副読本「わたしたちのふじいでら」「わたしたちの暮らし」を制作し、藤井寺市の地理的環境、営まれている産業の様子、地域

の伝統や文化などについて理解ができるようにし、わがまち「ふじいでら」に対する誇りと愛着を育てる教育を推進しています。

2年に一度副読本の改訂をしています。正確に新しい情報を収集することとしています。

世界遺産学習

わが町藤井寺市に誇りを持ち、文化財を守ろうとする心を育むことを目的に制作した副読本「ふじいでらの世界遺産学習ノート 百舌鳥・古市古墳群」を活用し、教育課程に位置づけ、市内全ての小学校6年生を対象に10時間程度の授業を実施しています。また、その授業の中で文化財保護課の学芸員による出張授業や観光ボランティアの協力を得てのフィールドワークも実施しています。

今後はより質の高い世界遺産学習の実施が求められます。また、小学校で実施した「世界遺産学習」の成果を、中学校につなぐことができるよう効果的な実施方法を考え、中学校での世界遺産学習の推進をしていく必要があります。

奈良県山添村との小・中学校間の交流

友好都市提携を締結している藤井寺市と山添村の児童生徒が、学びの場、活動の場を共有することにより、わが町、わが村に誇りを持ち、また、お互いの郷土を理解しあうことをめざして交流しています。実施方法は、平成24年度より、毎年、本市小学校1校とやまぞえ小学校、本市中学校1校と山添中学校の子どもたちが、互いの学校を訪問し、交流を深める取組みを行っています。今後、それぞれの学校、児童生徒の状況に応じて、お互いの郷土を理解しあえる取組みを推進していくことが大切です。

	藤井寺市	山添村
面積	8.89 km ²	66.52 km ²
人口	66,118人	3,811人
世帯数	28,784世帯	1,349世帯
地勢	大阪平野の南東部に位置し、東には金剛・二条・生駒の山並みを望み、石川と大和川の流域に沿った、ゆるやかな地形と、緑に包まれた遺跡や古墳群が随所に点在する風光明媚な土地柄です。全国的にも小さな都市です。	奈良県の北東端に位置し、いわゆる大和高原と呼ばれる地域の一角で、起伏とゆるやかな傾斜地が多い隆起準平原となっています。66.52 km ² の面積のうち、約65%が山林であり、農林業を主産業としながら発展してきた農山村です。

※人口は、平成27年12月末日現在

今後の方向性

●郷土学習

子どもたちが、「藤井寺市」の良さを知ることは、わがまち「ふじいでら」に対する誇りと愛着を育てることにつながります。郷土にかかわる学習活動の充実を図るとともに、郷土や地域の活動に多く触れることを通し、更なる郷土愛の醸成に努めます。

●小学校世界遺産学習のフィールドワークの継続

小学校6年生を対象にした世界遺産学習の一環として実施しているフィールドワークにおいて、市内にある古墳や文化財を実際に訪れ、直接見ることは非常に意義のあることです。今後も市内の観光ボランティアの協力を得ながら、継続的に取り組み、子どもたちが貴重な文化遺産を身近に感じるとともに、大切に思う意識を育てていきます。

●世界遺産学習の中学生への拡充

中学生対象の英語版古墳群説明リーフレットを作成し、古墳群への親しみや理解を深めます。

子どもたちが市内にある文化財の大切さを理解し、郷土の歴史に愛着と誇りを持ち成長していくことができるよう、小学校・中学校それぞれの実態に応じて、学習方法や学習した内容の発信等、世界遺産学習の多様な取り組みを進めていきます。

●郷土の歴史、郷土の特色への興味関心の醸成

学校における世界遺産学習を基盤として、子どもたちが郷土の歴史や特色に興味関心を持ち、自主的・発展的な学習に取り組むことができるように、図書館において郷土に関する情報のデータベース化・郷土コーナーの設置等、環境を整えます。また、副読本「ふじいでらの歴史」の作成に取り組みます。

●体験的活動の推進

友好を深めている山添村の児童生徒との交流については、交流の方法や内容について両市村教委、学校間の連携を図りながら、子ども達の主体的な参画による交流活動をめざします。

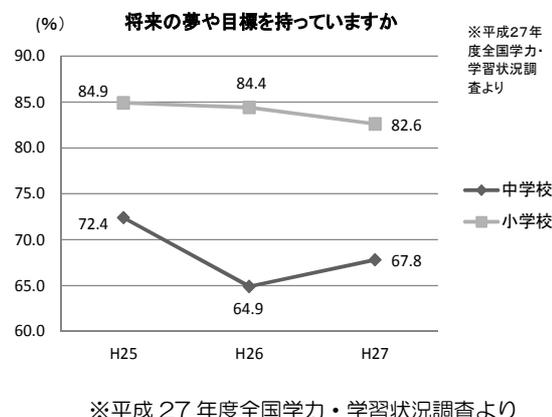
1-(6) 夢・志を育む教育を推進します

現状と課題

夢・志をはぐくむ小学生のための「ゆめ・心のプロジェクト ドリームプレゼンター学校派遣事業」を平成25年度より全小学校5年生対象に実施しています。夢を持つことの素晴らしさ、挫折や苦勞を超えて夢を実現、または、夢に向かって進まれている方の体験談などを通して、子どもたちが夢や希望を持ち、チャレンジすることの大切さから、学びへの関心を高め豊かな人間性を育むことができるよう取り組みを進めています。

前章で掲載している平成27年度全国学力・学習状況調査（小学校6年生、中学校3年生）の「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対して、小学校で82.6%の児童、中学校で67.8%の生徒が持っているという回答をしています。この結果は、全国の結果と比較すると、小学校中学校ともに3.9ポイント低い結果となっています。

また、平成27年度社会性測定用尺度調査（小学校5年生、中学校2年生）の結果からも



藤井寺市の子どもたちが自分の良さに気付き、将来について夢を持つことの素晴らしさを持てるような取組みを進めていくことが急務です。

今後の方向性

●総合的な学習の時間の学習活動の充実

今日、学力を単なる知識の量ととらえるのではなく、思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲を含めた総合的なものであると捉え、子どもたちに総合的な学力を育む必要があります。総合的な学習は、変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとし、思考力・判断力・表現力等が求められる「知識基盤社会」の時代においてますます重要な学習です。本市では、総合的な学習の趣旨や理念に沿った学習が市内各校で展開され大きな成果が挙げられるように、学習活動の充実を図っていくことが必要です。

●キャリア教育の推進

今、子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。

現在、高校の体験入学・中学校の職業体験等が行われていますが、キャリア教育の推進には、学校・家庭・地域・産業界が連携・協力し、互いの役割を認識しながら、一体となって取組みを進めることが必要です。学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、子どもたちの発達の段階にふさわしいキャリア教育をそれぞれの学校で推進・充実させるよう取り組みます。

●地域人材の活用

社会人等の外部人材を活用した出前授業を実施します。藤井寺市にゆかりのある方を講師に迎え、夢に向かって進まれてきた体験等の学びを確保します。

●体験活動の充実

自己肯定感を高め、自尊感情を養うための体験活動を取り入れ、一人ひとりが「夢」や「志」をもてるような出会いと体験の機会を充実させます。

●ともに学びともに育つ集団づくり

生活に生かされる知識や経験に触れ、集団の中において一人ひとりの持つ良さが引き出せる機会を設定します。

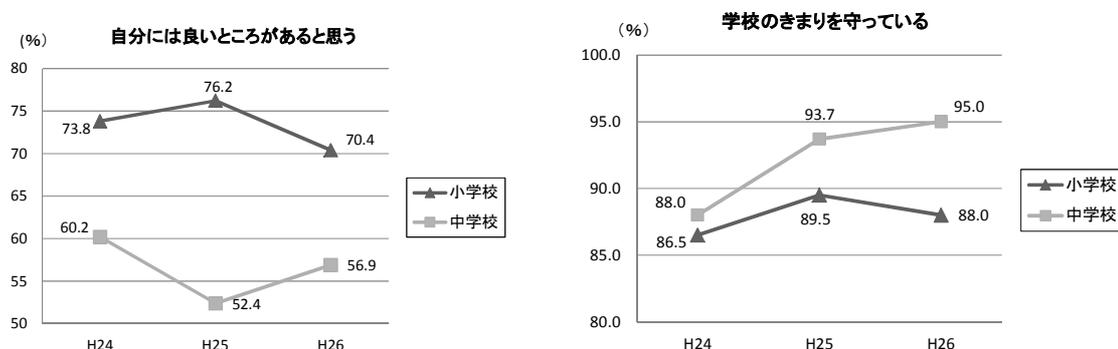
基本方針2 心の教育の充実を図ります

現状と課題

子どもが学校、学級、地域など自分がかかわる集団への帰属意識を持ち、自己肯定感を高め、規範意識を育てるとともに、対教職員や子ども相互の人間関係を深め、すべての子どもがかけがえのない一人の人間として大切にされる集団づくりを教育活動全体の中で進めています。

児童生徒の自己認識については、全国学力・学習状況調査の「自分には良いところがあると思う」の質問に対して、あると思うと回答した子どもの状況から、規範意識については、同じく「学校のきまりを守っている」の質問に対して、守っていると回答した子どもの状況から知ることができます。結果は、下記のとおりです。自己認識については、特に中学生の自尊感情の低さに課題があります。また、子どもたちの規範意識は高い現状ではありますが、基本方針5の生徒指導とも関連して、子ども一人ひとりの心に寄り添う教育を進めていく必要があります。

【全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査より】



日常的に、藤井寺市立幼稚園、小・中学校では、「藤井寺さわやかあいさつ運動」に取り組んでいます。あいさつ運動強化月間（5月、10月、2月）を設け、学校を基盤に地域での豊かな人間関係づくりに努めています。今後も継続的なあいさつ運動を実施し、市内全体で人と人がつながり、あいさつを交わす習慣が定着するような取組みにしていくことが課題となります。

今後の方向性

●外部人材の活用

専門的な知識を持ち、様々な経験をされた地域の方々をはじめ外部の人材を活用した学習活動を進めていきます。

●多様な体験活動の推進

道徳性を養うために、ボランティア活動、奉仕活動、自然体験活動、郷土の文化や伝統に親しむ等の多様な体験活動を計画的に実施していきます。

●児童会活動、生徒会活動の活性化

自尊感情をはぐくみ、連帯感や帰属意識が深まる集団活動をめざし、児童会・生徒会活動の活性化に取り組みます。

●学校と地域の連携の強化

地域と一体となった豊かな人間関係を構築するために、市立全幼稚園、小・中学校において、それぞれの子どもの発達段階・実態に応じ、「藤井寺さわやかあいさつ運動」の取組みをはじめ、地域と連携した様々な活動への積極的な参加を進めていきます。

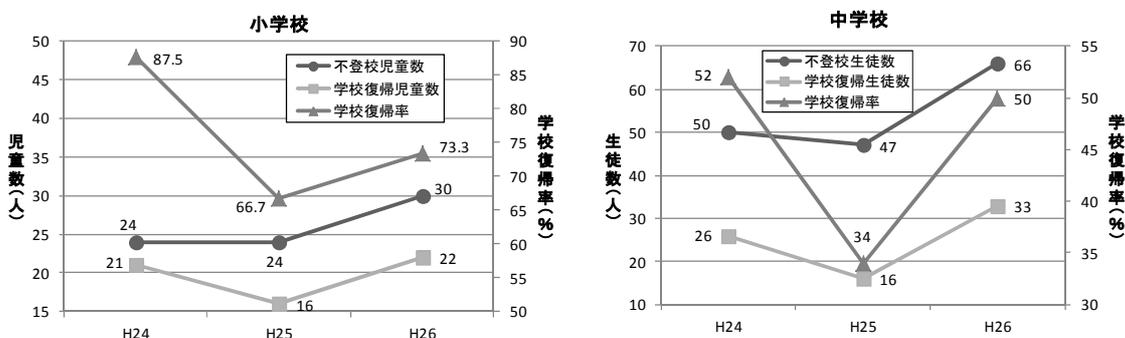
基本方針 3 人権教育を推進します

現状と課題

自他の生命の尊さに気づき、「共に生きる」思いやりの心を育み、豊かな人間性や社会性を身につけられるよう、幼児・児童・生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて計画的に人権教育を進めています。

各学校における「不登校児童・生徒数」「学校復帰児童・生徒数」「学校復帰率」は、下記のとおりです。不登校にいたった原因としては、友人関係・家庭環境・無気力・情緒的不安定などがあげられます。

【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より】
—不登校児童・生徒数及び学校復帰児童・生徒数(年間30日以上)—

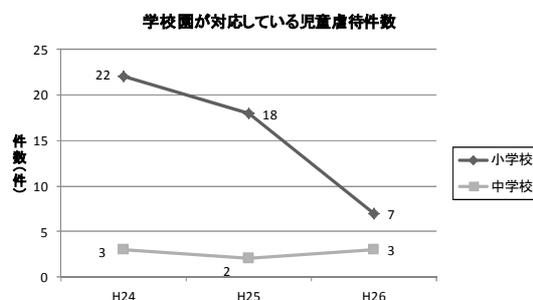


不登校児童・生徒数は増加の傾向にありますが、学校全体で一人ひとりの子どもたちに対応することを基本とし、外部機関との連携も図りながら学校復帰に向けて取り組んでいます。その結果、平成26年度では学校復帰の割合は増加しています。

各学校が対応している「児童虐待」の件数は、次のとおりです。虐待の種類別件数としては、ネグレクトにあたるケースが大半を占め、その他、身体的・精神的虐待のケースも数件含まれています。

藤井寺市では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、適応指導教室の設置等により、子どもたちを取り巻く複雑な家庭環境およびそのことが原因となる虐待問題や、友達関係が原因となる不登校・長期欠席の問題等、子どもたちの人権を侵害する環境から子どもたちを守る取組みを進めています。

【児童虐待防止等に関する状況調査結果より】



また、一人ひとりの子どもたちが自分を認め、自分の生命を大切にするとともに周囲の人々の生命を尊重し、お互いを大切にしている態度や人権感覚の向上をめざした人権教育を推進しているところです。

今後も、虐待や言葉・暴力によるいじめは重大な人権侵害事象であるという意識を高め、子どもたち一人ひとりの人権を守り、人権上の様々な課題に対し、未然防止・早期発見・早期対応を図るため、学校が組織として計画的・継続的に取り組み、関係諸機関との連携をさらに強め、子どもたちが安心して学校生活を送れるように種々の取り組みが形骸化することなく、趣旨目的を明確にし、成果が子どもたちの行動に表れるよう着実に実践することが重要な課題です。

今後の方向性

●お互いを尊重する集団づくり

グループによる学習等を通し、一人ひとりの子どもが自分の役割を果たすことにより、自己肯定感を高め、お互いを尊重する集団づくりを進めていきます。

●児童会活動、生徒会活動の活性化

児童会・生徒会活動、学校行事等の中での児童・生徒の積極的・主体的な活動を重視し、ともに取り組んだ達成感を味わわせるとともに、人権を尊重する心と実践力を身に付けられる指導を進めていきます。

●不登校児童・生徒への対応

兆候の早期発見のために、日々の教育相談や家庭との連携等を充実させ、早期発見・早期対応に学校園全体で取り組みます。不登校傾向が見られる児童・生徒については、一人ひとりの状況に応じ、家庭訪問や自分の教室以外の別室で学習指導を行う等、柔軟に対応し、学校復帰に向けての取組みを進めていきます。

●スクールカウンセラーの活用

各中学校に配置しているスクールカウンセラーを、必要に応じて小学校の児童や保護者のカウンセリングにも有効に活用し、当該の子どもたちの心理的ケアを進めていきます。

●スクールソーシャルワーカーの活用

複雑な家庭環境におかれた幼児・児童・生徒・家庭への対応について、学校園は、市が任用しているスクールソーシャルワーカーも加えた組織体制を整え、環境改善に向けた支援を行っていきます。

●適応指導教室の活用

不登校となっている子どもの集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助するため、市が設置している適応指導教室と連携をとり、段階的に学校復帰に向けた支援を行います。

●児童虐待への対応

子どもたちの変化に気づく教職員の感性を育て、子どもたちの家庭環境の状況を把握し、虐待が疑われる場合は、市長部局虐待担当課や子ども家庭センターおよび警察等との一層の連携を推進し、早期発見・早期対応に努めます。

●計画的・系統的な人権教育の推進

各学校園においては、全教育活動に人権尊重の観点を中心に据え、子どもたちの発達段階に応じた教育を推進するために、人権教育年間指導計画を作成し、計画に基づいた実践に取り組み、幼稚園、小・中学校を通じた系統的な人権教育を推進します。

●帰国及び渡日した児童・生徒への対応

帰国及び渡日した児童・生徒への対応については、国際理解の視点に立って日本語指導や学校生活への円滑な適応への支援、また、子どもの願いにそった進路実現への支援を行います。

基本方針 4 支援教育・障がい児者理解教育の充実を図ります

現状と課題

年々、支援教育に対する関心が高く、一人ひとりの教育的ニーズも多様化しており、支援学級在籍者数も増加しています。障がい種別においても多様化し、学校に複数の種別ごとの学級設置が常態化しています。それぞれの種別ごとに教育課程を設定し、また個別の支援計画で個々の障がいに合わせた指導をおこなっています。また必要に応じ、各校園に介助員を配置し、教員がよりきめ細かな支援ができる体制を充実させてきました。

各校園では、子どもたちどうしが共に活動する機会を設定して、交流活動・共同学習を推進し、ふれあいを通した障がい児者理解教育に取り組んでいます。

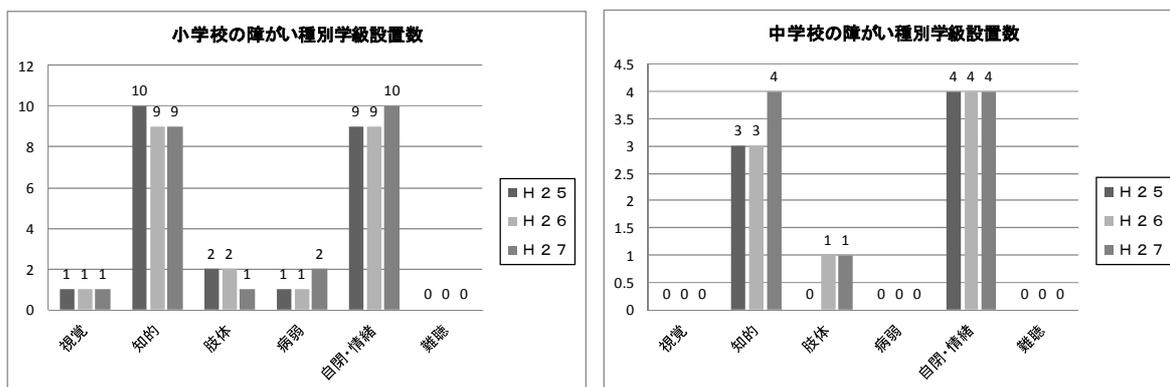
個々の発達に合わせた適切な教育支援・教育環境を提供するために、特別支援教育推進の中心的役割を担うリーディングスタッフを各校園のニーズに合わせて派遣し、教育相談を実施して個別の支援の共有を図っています。

支援学校とも連携し、リーディングスタッフ等経験豊かな教員の支援を得て教育相談や発達検査等を実施しています。発達検査の結果を活用し、個々の長所を伸ばすための支援の工夫や手立ての改善を行っています。

年間8回程度の支援教育研修を計画的に開設し、学校の組織的な支援教育の推進のために、支援教育コーディネーターの育成、初任期教員への研修などに取り組んでいます。

課題としては、教員一人ひとりが保護者との連携を一層深めるとともに、インクルーシブ教育の理念を理解し、支援教育の専門性をより高めていくことです。また、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ「合理的配慮」にいつそう努める必要があります。特にハード面では、バリアフリー化をいつそう進める等、障がいのあるすべての子どもたちのために基礎的環境整備を充実させることです。

また、保護者や担任のニーズに合わせ、教育相談を充実させていますが、教育相談のニーズは年々増加していることから、専門家による巡回相談や本市リーディングチーム・支援学校リーディングチームによる巡回相談を増やし、多面的に子どもたちを把握し、支援する体制を推進していくことが今後さらに必要となります。



今後の方向性

●全校園における組織的な支援体制の構築と支援教育の推進

「共に学び、共に生きる」教育を基本とし、障がいのある子ども一人ひとりの自立と社会参加をめざし、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた「きめ細やかな教育」の推進を図り、子どもたちが集団の中で「互いの違いを認め合い、支えあえる」教育を進めます。

●ユニバーサルデザインの授業づくりの推進

どの子にもわかりやすい授業となるよう、ICT機器の活用やマルチメディアデジター図書を使った指導を行っていきます。

●学校全体の基礎的環境整備

地域ネットワークの形成を図り、連続性のある多様な学びの場を活用し、専門性のある指導体制をめざします。また、効果的な教材の確保や施設・設備の整備を行い、交流及び共同学習を推進していきます。

●教職員の専門性を高めるための研修の実施

通常の学級や支援学級における教育的支援の必要な子どもに対する理解を一層深めるための研修を計画的に実施します。また相談指導や巡回指導を通して、教員の資質向上を図ります。

●「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成

障がいのある子ども一人ひとりのニーズを的確に把握し、ニーズをふまえた指導と意欲的な活動を引き出すような支援に努めます。

●障がい児介助員を適正配置

障がい児介助員の適正配置により、教員の個別指導の充実に取り組みます。

●支援学級との共同学習、交流活動の推進

他者理解・障がい児者理解の観点から、異学年交流など様々な活動を通してふれあうことで互いの違いを認め合える子どもの育成を図ります。

●支援学校の在籍児童生徒との居住地にある地域校交流の活用

地域校と支援学校の連携を計画的に行い、地域における人間関係づくりをめざします。

●適正就園・就学のための保護者への情報提供・相談体制の充実

保護者への支援として、教育委員会による教育相談のほかに、専門家による就園就学相談を行い、個に応じた適正就園・就学のための相談体制の充実に努めます。

支援学校との連携や専門家による巡回指導を行い、より子ども一人ひとりに合わせた支援教育に努めます。

☞インクルーシブ教育：障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学び仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

☞マルチメディアデジター図書：本文の文字・画像が音声と同期している電子図書。(※ デジター は、誰にでもアクセスしやすいデジタル情報システムをめざして作られた国際規格。) デジタル情報なので、レイアウト(文字の大きさ、色、行間、縦書きと横書き、等々)に変更することができ、誰でも使えるユニバーサル図書と言える。

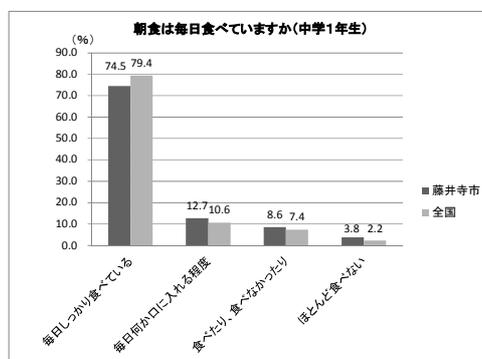
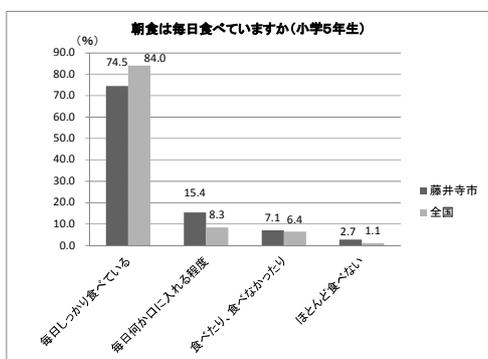
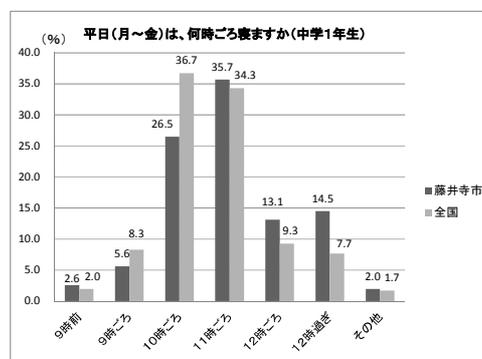
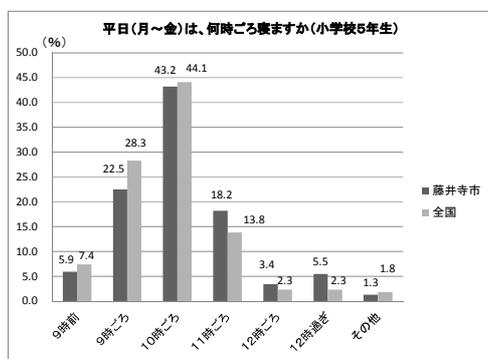
基本方針 5 生徒指導の充実を図ります

現状と課題

《生活習慣》

子どもたちの理解をより深めるために自己認識のための自分発見アンケートを毎年小学 5 年生と中学 1 年生に実施し、保護者ともその結果を共有しながら、教育相談活動の充実に努めています。

【平成 27 年度 自分発見アンケート結果より】 (市内小学校 5 年生、中学校 1 年生が参加)



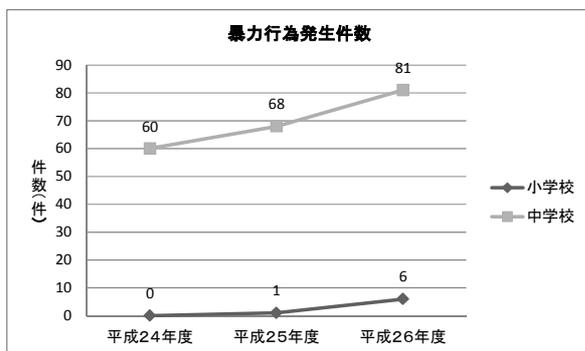
9時前に就寝する中学生が全国平均より 0.6 ポイント上回っているものの、12 時過ぎに就寝する小学生が全国の 2.4 倍、中学生が 1.9 倍と全国平均と比べ高い数値が示されていることがわかります。

また、朝食を毎日しっかり食べている児童生徒は全国と比べ小学生で 9.5 ポイント、中学生で 4.9 ポイント低く、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び定着を進めるためには、家庭との連携が何より必要です。

子どもたち一人ひとりの「食べる」「寝る」等の安心できる環境の確保や基本的な生活習慣の確立をめざして、個性の伸長を図りながら社会的資質や行動力を高め、正しい社会規範を身につけることができるよう生徒指導を進めていくことが必要です。

《問題行動》

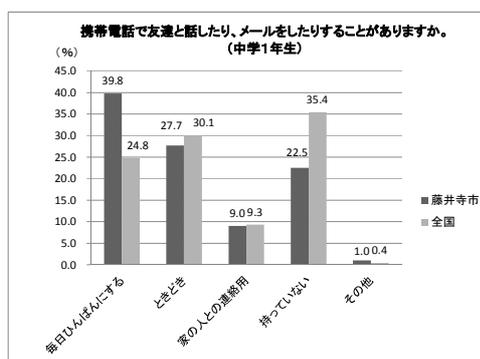
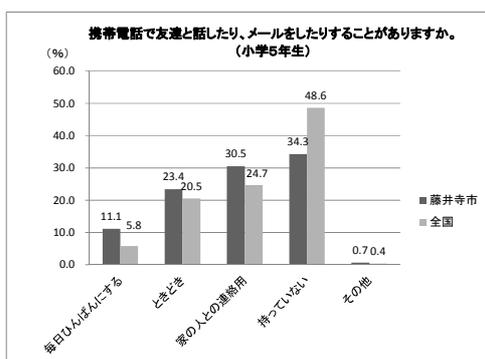
【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より】



平成26年度の暴力行為の発生件数は平成24年度の発生件数と比べ、小学校で0件から6件、中学校で21件増となっています。暴力行為など問題行動については、毅然とした対応をとるとともに、規範意識の育成に努め、教職員による組織的指導体制のもと、関係諸機関との連携を密に行い、児童生徒一人ひとりの心に寄り添う指導がさらに必要となっています。

《携帯電話等の活用》

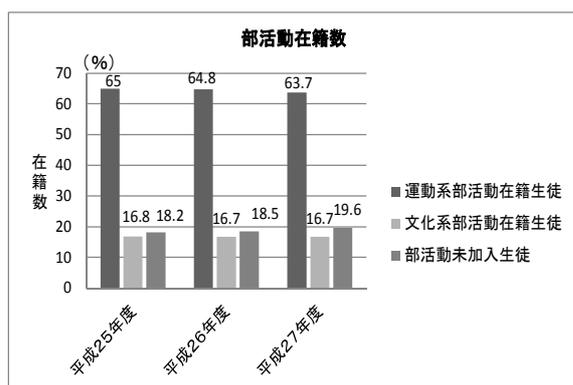
【平成27年度 自分発見アンケート結果より】 (市内小学校5年生、中学校1年生が参加)



小中学生ともに携帯電話等を持っている割合が全国に比べ大きく、携帯電話等を毎日頻繁に使用する小学生は5.3ポイント、中学生は15ポイントそれぞれ全国平均より高い現状があります。学校では、子どもたちに携帯電話等やインターネットの使用に関する正しいルールや知識を教えるとともに、ネットリテラシーについての学習を取り入れています。児童生徒をネット被害から守るために、保護者と連携しながら使用方法、フィルタリングの奨励等の取組みを進めていくことが大きな課題です。

《自己実現への取組み》

【中学校部活動実態調査より】



運動系または文化系の部活動に在籍している生徒が平成25年度は81.8%、平成26年度は81.5%、平成27年度は80.4%となっており、授業中とは違う生徒の様子や活動を通して生徒の成長する姿が見ることができます。一方、平成25年度は18.2%、平成26年度は18.5%、平成27年度は19.6%が部活動

に在籍しておらず、これらの生徒に対して主体的・積極的に部活動に参加するよう指導するなど居場所をつくることも課題です。

【市内3中学校生徒会スケジュール】

時期	内容
6月下旬	第1回3中学校生徒会交流
10月下旬	第2回3中学校生徒会交流
11月中旬	大阪府中学校生徒会サミットに参加
2月中旬	藤井寺市立中学校生徒会サミット

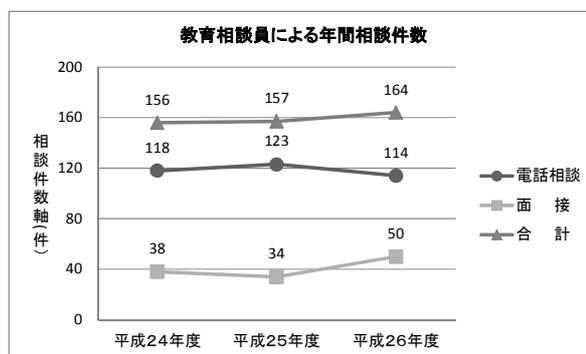
本市では、各中学校の生徒会がお互いの活動を発表、交流することで生徒の自主的・主体的な姿勢を育むことを目的に藤井寺市立中学校生徒会サミットを毎年開催しています。平成26年度は、中学校給食スタートにあわせ、「給食がよいか、弁当がよいか」というテーマでディベートを行いました。交流した生徒会の活動の参考となる点を互いに取り入れ、各校の生徒会活動に生かしています。

今後は、この取組みを通して、各校の生徒会活動が活性化し、自治的な能力が広がり、深まることが期待できます。また、そのことにより各校の生徒の自主性や主体性が育まれ、自己有用感を高めていくことができるよう実践活動の場や機会の確保に努めることが重要です。

《教育相談》

教育相談員による年間相談件数はグラフのとおりです。相談者に寄り添いながら個別のアセスメントを実施し、現状を把握したうえで効果的なカウンセリングを行っています。

今後は外部の専門機関も含め、関係諸機関と連携をとることで更なる教育相談体制の充実を図ることが重要です。



今後の方向性

●あいさつをはじめとする基本的な生活習慣の確立

人と人をつなぐコミュニケーションの第一歩であるあいさつすること、規則的な生活を送るために早寝早起きをすること、健康的な毎日を送るために朝食をきちんと食べること等の大切さについて、子どもたちの理解を深め、保護者への啓発をすることで基本的な生活習慣の確立を図ります。

●スクールカウンセラーを効果的に活用した児童生徒一人ひとりの思いに寄り添う相談活動の充実

子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、学習や友達関係・家庭状況等、子どもたちが抱える様々な悩みを受け止め、一人ひとりの思いに寄り添った対応をするために、学校教職員とスクールカウンセラーの連携を進め、効果的な相談活動を充実させます。

●様々な問題行動に的確なアセスメントとプランニングを行い組織的に対応していくためのスクールソーシャルワーカーの活用

スクールソーシャルワーカーの観点から子どもの抱える課題に対して、その背景を理解し、的確なアセスメントとプランニングを行います。また、問題の早期発見に努め、関係機関とのネットワークの構築、連携、調整等を行うことで、チーム学校として子どもたちや家庭に働きかけていきます。

●関係諸機関との迅速な連携

問題行動や緊急対応が必要な事案に対して、市長部局関係課・警察・子ども家庭センター等、関係諸機関との連携強化に努め、迅速かつ円滑な事案の解決を図っていきます。

●学校・家庭・地域が一体となって取り組める協力体制の確立

学校内にとどまらず、家庭や地域においても子どもたちを見守り育成するために、学校が核となって家庭・地域との情報共有や共通理解に努め、一体となった協力体制を確立します。

●自己有用感、自己肯定感を基盤とした居場所づくり・集団づくり

授業のなかで、子どもたちが自己実現を果たせるよう、学習内容や学習形態の工夫改善を行い、子どもたちの自己有用感・自己肯定感を育てていきます。また、様々な活動の中で、子どもどうしが協力する場面を設定し、友達の良さをお互いに認め合える質の高い集団をつくっていきます。

●個別学習の支援

一人ひとりの学習ニーズに応じた支援を行うため、場所的環境やパソコンソフト等の教材を整え、学力の向上と学習習慣の定着を進めます。

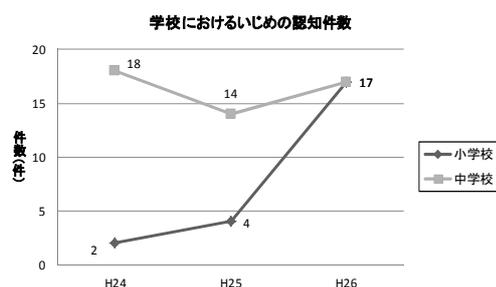
基本方針 6 いじめ防止対策を推進します

現状と課題

藤井寺市立各小・中学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめ問題に対応するための組織を設置した上で、学校が一体となっていじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいます。

右のグラフから、学校におけるいじめの認知件数が増加した要因としては、教員、児童生徒ともにいじめ問題に対する意識が高まり、からかいや相手の気持ちに配慮しない言葉等、いじめが疑われる事象に対しても「いじめ」と捉えたことによるものと考えられます。また、平成26年度については、認知されたいじめ（いじめが疑われる事象も含む）は、学校が組織的に対応し、年度内にすべて解消しています。

【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より】



全教職員は、「いじめは重大な人権侵害である」という認識を持って指導にあたっています。今後引き続き、「いじめは絶対に許される行為ではない」という意識を教職員・児童生徒全体に浸透させることが課題です。

また、各学校においては、子どもたちの実態を把握するために、「いじめに関するアンケート」調査や個別相談を定期的を実施するとともに、日常的にも相談窓口を設置して、子どもたちが発する小さなサインも見逃さない体制を整えて対応しています。

藤井寺市においては、「藤井寺市いじめ防止基本方針」を策定し、また藤井寺市教育委員会では「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会」「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」を設置して、関係諸機関とも連携をとりながら、いじめ問題の早期発見・対応について、市を挙げて取り組んでいます。

「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会」においては、いじめ問題等に関係する機関及び団体の連携を図ることにに関して協議するとともに、藤井寺市いじめ防止基本方針に基づく取り組みを効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行っています。

「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」においては、学校におけるいじめ防止対策が実効的なものとなるよう調査審議しています。また、重大事態の可能性があれば、ただちに市長部局との連携の下、事態の調査に取り組み、学校・教育委員会・市長部局が一体となった事態の解決を支援します。

各学校においては、いじめ防止基本方針に基づいて実施するアンケート結果をていねいかつ的確に分析し、早期発見・適切な早期対応を行うことが重要な課題です。

さらに、児童・生徒自身が問題意識を持ち、児童会活動や生徒会活動等、主体的な活動によっていじめ防止に取り組むよう支援を行う必要があります。

今後の方向性

●実効性のある指導体制の確立

いじめの問題については、学校における取組状況の点検を行います。その際、いじめの認知件数が多いか少ないかの問題以上にいかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができるかが重要です。いじめ発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努めます。

●適切な教育指導の推進

学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にできる態度を育成し、特に、道徳教育、心の教育を通して、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導していきます。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れていきます。

●効果的な教員研修の実施

校長、教頭、教職員等に応じた研修の実施を行うとともに初任者等経験の少ない教員に対しての研修の充実に取り組みます。

●児童会活動、生徒会活動の充実

児童・生徒が主体的にいじめ防止に取り組むことができるよう、学級活動や児童会・生徒会活動の充実を支援します。

●人権尊重の教育の推進

自他の生命の尊さを十分に理解させ、「共に生きる」思いやりの心を育み、豊かな人間性や社会性を身につけられるよう、幼児・児童・生徒の発達段階に応じながら、人権尊重を踏まえた学習活動を重点的に進めます。また、心が解放された中で自己実現ができる学習活動を通し、相互の人格を尊重する態度の育成を図ります。

●児童・生徒理解の推進

子どもたち自身が自己認識を高め、教職員・保護者が、家族関係や友達関係に関する子どもたちの意識を多面的に把握するために、「自分発見生活アンケート」を全小・中学校で実施します。アンケート結果については、保護者との情報共有を行い、いじめ防止に対する保護者への啓発を図るとともに、必要な情報収集を進め、迅速かつ円滑な問題の解決に努めます。

●家庭・地域との連携

各学校は、子どもたちが発するいじめ問題に関わる小さな兆候やサインを見逃すことなく把握するために、学校において実施するアンケート調査や個別相談に加え、家庭での様子を保護者から、学校・家庭外での状況を地域から情報収集し、いじめ問題の早期発見を図ります。

●いじめ防止対策指導員の派遣

各学校におけるいじめ防止の取組みが有効であるかを検証し、学校を支援・指導するために、藤井寺市いじめ防止対策指導員を派遣します。

●藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会の開催

各学校が、教育委員会・市長部局・関係諸機関と一体となっていじめ問題に対応し、取組みを効果的かつ円滑に進めるために「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会」を開催します。

●「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」の開催

いじめ問題対策の改善を継続的に行うために、「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」を開催し、各学校の取組みを調査審議し課題解決を支援します。

●重大事態への対応

「藤井寺市いじめ防止基本方針」に則り重大事態であると判断される事態が発生した場合は、「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」を直ちに招集し、学校と一体となって調査を行い、適切な措置・いじめを受けた子どもの支援を行います。また、「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」の調査に基づく対応が関係者の理解を得られない場合には、市長による第三者委員会を組織して再調査を行い、問題の適切な解決に迅速に取り組みます。

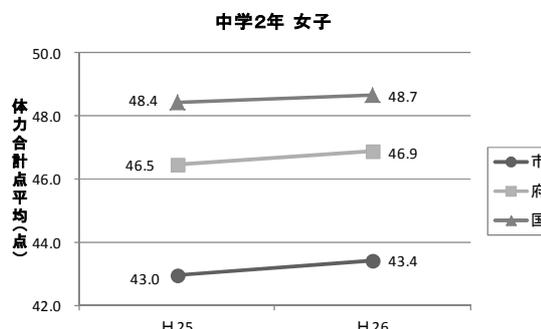
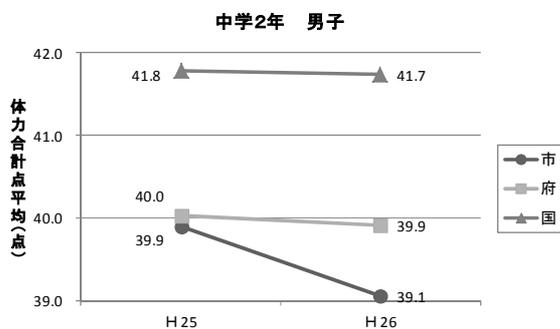
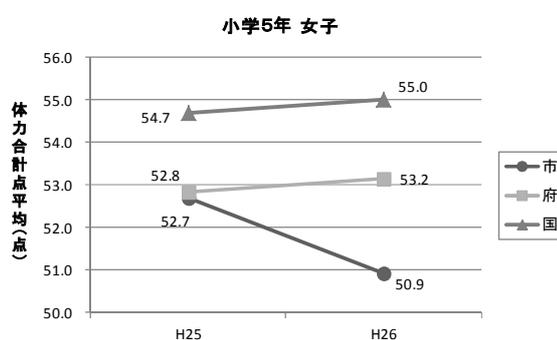
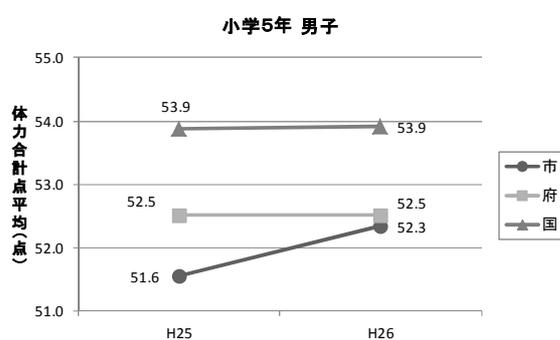
基本方針 7 健やかな体の育成を図ります

現状と課題

平成 26 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、藤井寺市の小中学生の体力においては、全国・大阪府平均に比べ低い状況となっています。

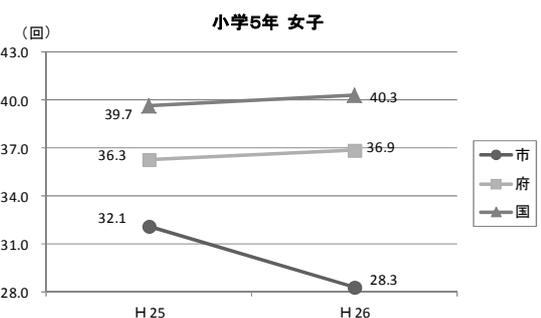
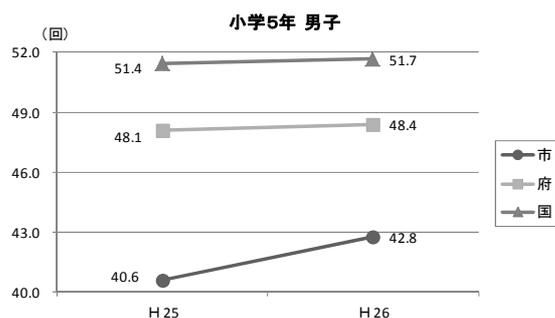
【平成 26 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果】

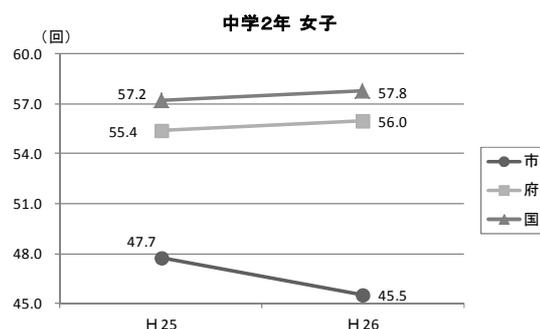
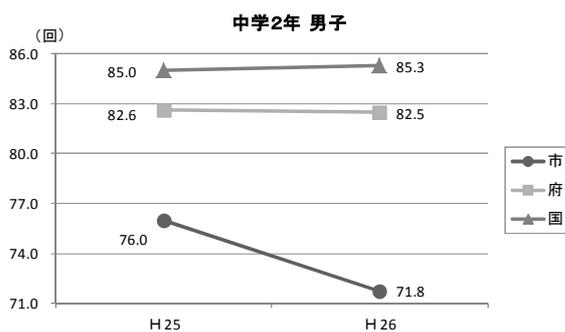
～体力合計点平均より～



中でも下記「20mシャトルランの結果」から持久力が課題にある状況です。運動をする子としない子の二極化が顕著になっており、児童生徒が運動好きになるような取組み、体力向上の取組みを継続的に推進していくことが課題です。

～20mシャトルラン結果より～



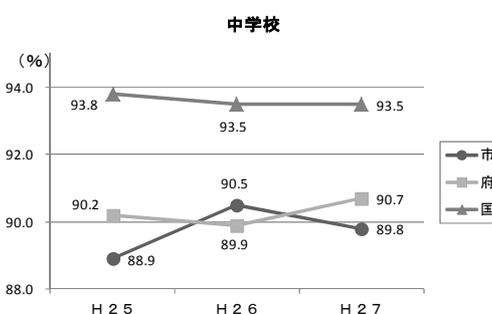
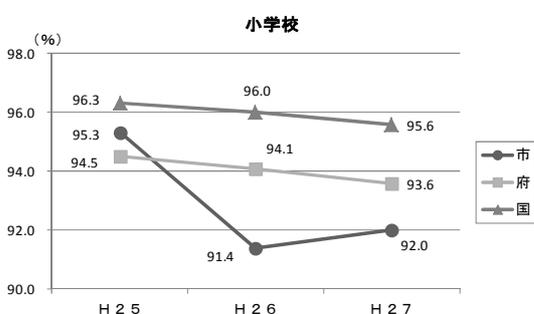


平成27年度 全国学力・学習状況調査結果の児童生徒質問紙「朝食を毎日食べていますか」という質問の回答結果では、下記のとおり朝食喫食率が全国・大阪府平均に比べ低い状況となっています。朝食喫食を始めとした基本的な生活習慣の定着を図る必要があります。

また、生活習慣や生活様式の変化が児童生徒の心身に大きな影響を与えており、う歯の増加や肥満傾向、アレルギー性疾患の増加傾向などが健康課題となっています。

さらに青少年の薬物乱用問題、性の逸脱行動に関する問題も憂慮される状況にあり、子どもたちが適切な意思決定と行動選択ができる力を育成していくことが課題となっています。

【平成27年度全国学力・学習状況調査結果】(小学6年、中学3年対象)
～児童生徒質問紙「朝食を毎日食べていますか」の設問回答より～



今後の方向性

●体力・運動能力向上のための教科体育・体育的行事・部活動等の充実

体育・保健体育の授業や運動部活動等の教育活動を通して、子どもが運動することの楽しさを感じながら十分に体を動かし、体力の向上・運動の生活化が図られるよう、教員の指導力の向上を図ります。

●食に関する指導の充実

市内小学5年生を対象に、栄養教諭による食育訪問指導「朝食の大切さ」を実施していきます。さらに栄養教諭を中心に学校・家庭・地域の連携で食育の充実を図ることで、健やかな体の育成に努めます。

●食物アレルギーや薬物乱用等、健康課題への対応

食物アレルギーを有する児童生徒へのきめ細やかな配慮と、家庭との連携を密にし、重大事態を引き起こさないような体制作りを行います。特に就学前の教育相談の充実と、食物アレルギー対応研修を充実します。また市内小学6年生と中学性を対象に薬物乱用防止教室を実施します。

基本方針8 地域との協働による青少年健全育成と放課後児童対策の充実を図ります

現状と課題

学校の教育活動以外で、子どもたちがさまざまな体験機会を得る方法の一つに、地域の子ども会等での活動が挙げられます。しかし、市内の子ども会の数や加入率は減少しています。こうした課題の解決に向けて、地域のエリアを広げ、ボランティア等により、様々なイベントが実施されています。

また、全市レベルでも、青少年指導員会や市こども会育成連絡協議会、市青少年リーダー協議会といった団体がそれぞれ単独で、市や団体と協働して、各種事業を展開しています。また、市内33団体で構成する青少年健全育成藤井寺市民会議（ユースフル藤井寺）では、地域ぐるみで青少年を育てていくための各種の事業を展開しています。

児童の放課後等の安全・安心な活動場所を提供する事業としては、放課後等に保護者が不在となる児童を対象とした「放課後児童会」と、対象を限定せずに実施している「放課後子ども教室」がありますが、これらの事業の相互連携や充実も課題になっています。

放課後児童会に関しては、これまで待機児童を生じさせることなく運営してきました。これまでの入会状況は、年度によって異なりますが、今後は保護者の就労が増加することが予想され、入会児童の増加が見込まれます。

放課後児童会 入会率

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
入会率（％）	23.5	24.2	22.7	25.7	28.2

こうした状況下で、条例で定める設備及び運営に関する各基準を遵守しつつ、これまでと同様に待機児童を生じさせずに、安全・安心な児童会運営ができるよう計画的な施設の整備や運営面の向上を図っていく必要があります。

また、市内3中学校では、地域全体で学校教育を支援することを目的にした学校支援地域本部事業を展開していますが、生徒たちはそこで実施する事業に参加し、地域の人との関わりを通じて、地域のなかで育てられているということを実感しています。

青少年をとりまく環境の変化が大きい現在、今後もこうした学校教育活動以外の側面から、地域ぐるみで青少年を育成していく取組みが求められています。

今後の方向性

●地域ぐるみの青少年健全育成

青少年を犯罪被害から守り、非行を防止するため、青少年健全育成藤井寺市民会議（ユースフル藤井寺）や各種団体と協働しながら、地域ぐるみで青少年を育成するという環境の醸成を推進します。

●放課後等の子どもたちの活動支援

放課後児童会について、指導員の資質向上を図るとともに、保護者のニーズを把握し、それに関わる諸課題の検討を進めます。また、放課後子ども教室の充実を図れるよう課題を検討し放課後児童会との連携を進めます。

●子どもたちと地域の人が触れ合う機会の拡充

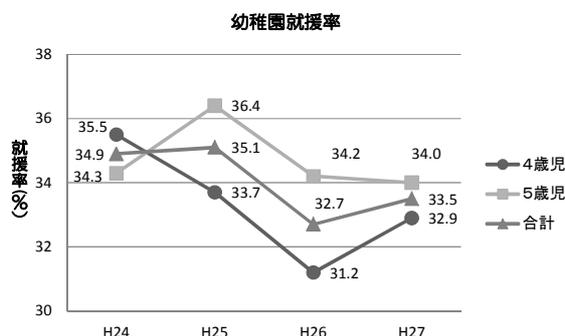
子ども自身が地域のなかの一員であることを自覚できるように、各種の事業を通じて、地域の人と触れ合う機会を増やします。

基本方針 9 幼児教育の充実を図ります

現状と課題

幼稚園は、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する」ことを目的とする教育機関です。また、幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、市立各幼稚園においては、幼児の主体的な活動を重視した多様な保育活動の推進、基本的生活習慣の定着、道徳性の基盤の育成等に取り組んでいます。

しかしながら、藤井寺市立幼稚園の就園率は、下記のとおり減少傾向にあります。



現代社会は、少子化・核家族化・共働き家庭の増加等の状況が進み、保護者の幼児教育に対するニーズは多様化しています。このような社会状況の変化に伴い、本市においては市立幼稚園以外の施設における教育・保育に対する需要が増加していることが、市立幼稚園の就園率減少の原因であると考えられます。

本市のすべての市立幼稚園においては、研究主題を設定し、各園の実態を踏まえた特色ある教育活動を展開しています。絵本を通じての表現力の育成や食育、運動遊び、音楽活動等、様々な領域にわたって研究を深め、質の高い幼稚園教育に取り組んでいます。

また、幼児が自分の思いや考えを伝えること、友達の思いや考えを受け止めること等を大切にしながら保育活動を進め、集団づくりに取り組んでいます。

また、各幼稚園は、以前より小学校への円滑な移行を図るため、小学校と協働して計画的な交流に取り組んでいます。

さらに、市内の幼児教育の充実をめざし、幼稚園と保育所との合同保育及び日常の交流も実施しています。今後は、幼稚園と保育所・小学校とつながりを強化し、就学前の子どもがスムーズに小学校へ進めるよう、幼稚園、保育所、小学校との連携を推進して行くことが重要です。

各幼稚園においては、これまでの取組みをあらためて見直し、幼児に対する教育効果の維持・さらなる向上、保護者のニーズに対応するための預かり保育の実施について検討することが課題です。また、以上のような取組みを保護者をはじめ地域の方々に広く知っていただくための広報活動の一層の充実、並びに子育て支援の強化も今後の課題となっています。

今後の方向性

●質の高い特色ある幼稚園教育の推進

取組みをホームページ等により広く発信し、幼稚園と保護者・地域が一体となって幼児教育の充実を進め、就園率の向上に向けた取組みを進めます。

●道明寺こども園における教育活動の充実

平成 28 年度より開設される道明寺こども園においては、幼稚園・保育所・関係部署が連携し、教育課程や人的・物的環境について十分な協議を行い、教育内容の維持・向上を図り、質の高い幼児教育を提供します。

●市立幼稚園の子育て支援「きらりキッズ（就園前幼児を対象）」の充実

就園前の幼児を対象として市立幼稚園を開放する「きらりキッズ」事業を充実し、幼児が幼稚園教育の一端を経験する機会を設けるとともに、子育てに関して保護者が相談できる機会を拡充します。

●預かり保育の検討

通園している園児の家庭に対する支援体制の充実をはかるため、保護者のニーズに応じた預かり保育を検討します。

●市立幼稚園の統廃合の検討

現在の就園率の低下が今後さらに進み、集団教育の効果が不十分となるような場合は、教育・保育環境の向上も考慮し、市立幼稚園の統廃合を検討します。

基本方針 10 安心・安全な学校園づくりを推進します

10-(1) 不審者からの安全や交通安全及び身の回りの安全の確保に努めます

現状と課題

市内各小学校には、児童が登校する前から下校するまで、校門に安全監視員を配置し、校門付近の状況が把握できるように設置した防犯カメラと併せて、不審者侵入の防止に努めています。

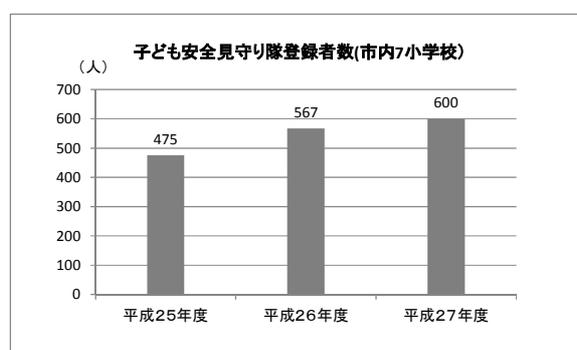
また登下校時の通学路上の安全確保のために、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（スクールガードリーダー活用事業）を実施しています。警察官OBのスクールガードリーダーが市内を巡回し、学校への注意喚起・指導助言を行い、教育委員会との連携により、市内全域の安全確保に努めています。

平成26年度のスクールガードリーダー巡回数 (単位:回)

小学校区	藤小	藤南	藤西	藤北	道小	道東	道南	合計
巡回数	15	14	14	14	15	14	14	100

地域においては、現在、市内の129か所に347台の防犯カメラが設置されております。小学校の通学路には65か所に防犯カメラが設置されています。

さらに各小学校では、保護者・防犯委員・ボランティアの方々等によって、「安全見守り隊」が組織され、通学路の各所において子どもたちの安全確保に取り組んでいます。



今後も、登下校・学校内での生活・放課後等、子どもたちの様々な活動の場面での安全を確保するため、学校・保護者・地域・関係諸機関が一体となった取組みをさらに進めていくことが重要です。

また、年に1回各幼稚園・小学校・中学校の校園長、学校安全担当教職員、安全見守り隊ボランティア等が会して、「子どもの安全確保推進会議」を開催し、地域の取組みの現状と今後について各学校からの状況報告、意見交換を行っています。

学校教育課・環境政策課・生涯学習課の3課により、下校時に、青色防犯パトロール車での児童・生徒への安全見守り活動を行う「藤井寺市青色防犯パトロール車」事業を行っています。不審者情報等がなくなるという現状もあり、この事業の継続的实施は今後も必要です。

各学校園においては、教職員の危機管理意識の向上および事態に適切に対応できる子どもたちの力を育てるために、不審者侵入対応訓練を実施しています。

また、日常的に幼児・児童・生徒への安全教育・指導を行い、安全な学校園をめざしています。

幼稚園児や小学1年生を対象に歩行指導や自転車の正しい乗り方など交通安全教育を実施しています。また、各学校園では、登下校時に車道への飛び出しをしないこと、広がって歩かない等安全に関する指導を行っています。

平成19年度より市内全小学校新1年生の入学式当日に、市教育委員会から記念品として、防犯ブザーを配付しています。

児童が自分自身の大切さを自覚するとともに、虐待や暴力行為など危機的状況を自分で切り抜けるための知識や方法、人権侵害などについて学ぶため、暴力防止教室（CAP）を全小学校の1年生を対象に実施しています。

保健体育等の教科学習を通し個人の生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てています。

安心、安全は生活の基盤として最も重要です。あらゆる教育活動を通して指導するとともに、学校、家庭、地域の連携が極めて重要です。

今後の方向性

●安全な学校環境づくり

校内に設置された防犯カメラの計画的な更新を行い、学校安全監視員の継続的配置による不審者侵入の未然防止に努めます。

●通学路の安全確保

P T A・スクールガードリーダー・安全見守り隊・警察等、関係機関との情報共有の充実を図り、市内全域にわたって地域と一体となった不審者対策や定期的な通学路の安全点検の実施等、交通事故の防止に努め、子どもたちの安全の確保を図ります。

また、青色防犯パトロール車を活用し、児童・生徒への安全見守り活動を継続します。

●安全教育・防犯訓練の充実

警察による交通安全教室や防犯教室を継続し、教職員の危機管理意識や不審者対応スキルを高めます。また、子どもたちの危機対応に関する意識の向上を図るため、安全教育・防犯訓練を計画的・継続的に実施します。

●保健体育・教科学習を通じた指導の充実

保護者と子どもの健康・安全について情報を共有し、子どもたち自身が体験を通して健康に対する適切な行動をとることができるように育成することに努めます。

10-(2) 防災教育の充実を図ります

現状と課題

平成 24 年度より、藤井寺ジュニア防災リーダー育成事業を実施しています。柏原羽曳野藤井寺消防組合および本市危機管理室の協力を得、市内 3 中学校より毎年 30 名程度の受講者を募集しています。内容は、講義や訓練等の体験学習を主とした育成講座で、受講した中学生が、防災に関する知識や技能を習得し、災害対応能力を身に付け、「自分の命は自分で守る」という責任感・自尊感情を高めるとともに、他者を思いやる心や郷土を守る気持ち（郷土愛）を育むため、8 月に 2 日間の日程で実施しています。

平成 27 年度末で 138 人の生徒に対して養成講座修了の「認定書」を授与しています。

藤井寺ジュニア防災リーダー受講者数

年度	受講者数
平成24年度	33人
平成25年度	34人
平成26年度	35人
平成27年度	36人

毎年、中学校で、避難訓練時にジュニア防災リーダーの活躍する場を設定しています。今後、ジュニア防災リーダーとなった生徒たちが身につけたことを継続して活用できるようにすることが課題です。

各学校においては、「学校防災マニュアル」に基づいた火災や自然災害発生時の様々な危険から自分の命を自分自身で守ることができるよう、各種の防災避難訓練を実施し、安全な避難・適切な対応について学習しています。

子どもが自らの命を守ることができるよう体験を通じた知識や技能を育むことが今後一層必要となります。

また、自助を前提とした共助、公助について学び、防災教育の充実を図るためには、家庭や地域との連携が不可欠であることを認識していくことが重要です。

今後の方向性

●藤井寺ジュニア防災リーダーの育成

毎年、市内の中学校から 30 人程度が受講しており、災害対応能力を身に付け、地域における防災リーダーとしての役割を担う人材を 10 年間で 300 人育成します。

●休日・夜間等、様々な発生時を想定し、避難施設となる学校施設として地域等と連携した訓練のあり方の検討

様々な災害に対し、地域の防災拠点の一つとしての学校の役割を明確にしていきます。

●子どもたちの主体的な訓練のあり方の検討

子どもたちが、災害発生時に適切に判断し行動できるようにするため、主体的な訓練を行うための実施内容の検討を進め、防災教育の充実を図ります。

10-(3) 市立小中学校及び幼稚園の耐震化に取り組みます

現状と課題

学校園は将来を担う子どもたちが日々過ごす場であり、地域の防災拠点でもあります。これまで、本市では「安心して学べる学校教育施設づくり」をめざし、義務教育施設の校舎などの耐震化事業を最重点施策として進めてきましたが、平成 27 年度末で、耐震化率は 77.08%となっています。

幼稚園につきましては平成 27 年度に耐震 2 次診断を行い状況を把握したところ、すべての園舎において耐震補強が必要であるとの結果となりました。

学校園施設は、園児・児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、大規模災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、早期の耐震化が必要です。

今後の方向性

●義務教育施設の耐震化

義務教育施設については、「学校施設改修（早期耐震化）計画」に基づき、耐震補強できない建物については建替えなどの手法も取り入れながら、平成 29 年度末までに耐震化を完了させます。耐震化率は、平成 28 年度末で 87.0%、平成 29 年度末で 100%となります。

●幼稚園舎の耐震化

幼稚園施設については、耐震診断の調査結果を受けて、今後、計画的に耐震補強を行います。

基本方針 11 教育環境の整備を進めます

現状と課題

本市の大半の学校施設は築後 40 年以上経過しており、施設・設備の老朽化対策や、社会生活の変化への対処など、様々な整備が必要になってきています。

また、学校園の教育環境については、本市では幼児・児童・生徒数が減少傾向にあります。平成 22 年 3 月の藤井寺市立学校園少子化調査研究会からの答申で、小学校において 1 学年単学級が常態化する傾向が見られる場合は、教育指導面でも支障が生じるものと思われるため、何らかの手立てを講じる必要があると示されたように、今後の各学校園の幼児・児童・生徒数の推移を見極め、統廃合や校区再編などを含めた幅広い論議を継続していく必要があります。

今後の方向性

● 教育環境の整備

よりよい教育環境の実現をめざし、「藤井寺市立学校施設等整備実行計画」に基づき、トイレの乾式化・洋式化、空調設備の整備、バリアフリーへの対応など、様々な課題を整理し、施設設備の整備・充実に向け、計画的に取り組めます。

また、学校園教育の充実、向上のため、ICT 環境、教材備品の整備に取り組めます。

基本方針 12 教育機会均等の確保に努めます

現状と課題

経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助などにより、経済的負担の軽減を図っています。子どもの貧困問題が指摘される中、これからも制度の継続に努めるとともに、社会の変化により生じる新たな課題にも対応する必要があります。

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度は、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育、その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保するという制度です。幼稚園の保育料は、従来は定額でしたが、新制度のもと、所得を基準とした階層を設け、利用者世帯の所得に応じて利用者負担を決定することとなりました。あわせて、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図っています。一方、新制度に移行していない私立幼稚園に通園する場合については、幼稚園就園奨励事業により、利用者負担の軽減を図っています。

市立幼稚園については、新制度移行に合わせて保育料が応能負担となることから就園奨励事業は廃止しています。幼児教育の重要性や市立幼稚園の果たす役割も踏まえ、保護者が希望すれば市立幼稚園に就園できるよう、今後とも保育条件のあり方も考慮し、利用者負担に配慮する必要があります。

今後の方向性

● 就学援助制度の実施

社会情勢、経済情勢の変化などを踏まえつつ、すべての児童・生徒に今後も継続して適切な支援ができるような制度設計を行い、保護者の経済的負担の軽減を図り、教育機会の均等の確保に努めます。

● 幼稚園就援奨励費

私立幼稚園に在園する園児に対して実施している幼稚園就園奨励事業については、本市及び周辺にある私立幼稚園の新制度移行が進んだ時点で廃止を検討します。また、保育料全般については国の動向に沿って対応します。

● 市立幼稚園において幼稚園教育を受けるための環境作り

保護者の多様なニーズがある現状を踏まえ、希望する保護者に対して、市立幼稚園での教育が受けられるように保障するという観点から、保育料についての配慮も行います。

基本方針 13 市民の生涯にわたる学習を支援します

現状と課題

市立生涯学習センターは、あらゆる世代の市民が、学び、集い、遊び、交流し合える、個性豊かな生涯学習活動を展開できる施設として、平成6年にオープンしました。

これまでに、多くの自主学習グループがこの施設を拠点に学習活動を展開してきました。また、書道や絵画等、特定のテーマについて通年にわたり学習する「文化教室」や高齢者を対象とした「いきがい学級」、女性を対象とした「かがやき学級」、子育て中の保護者を対象とした「はぐくみ学級」、子どもを対象とした「きらめき学級」など、様々な課題について学ぶ主催事業を開催し、学ぶことの「喜び」や「楽しみ」のなかから、市民同士の新たな交流が生まれています。

こうした主催事業の修了者の中から、新しい自主学習グループが誕生するなど、学びの輪が広がってきています。

市立生涯学習センターがこれからも市民の生涯学習拠点としての役割を果たすためには、必要な設備や備品を整備し、学ぶきっかけを得たい市民のために、生涯学習に関する情報の提供や、様々な主催事業の実施を通じて、日々の生活のなかに学ぶ喜びや人とふれあう楽しみが実感できる環境を実現していく必要があります。

本格的な高齢化社会を迎え、会社を定年退職されたり、子育てを終了された世代を中心に、学習を通じて得た成果を活かし自己実現を図りたい、自らの持つ知識や特技を地域に還元したいという思いを持つ市民もおられます。そうした方々が活躍できるような学習についても充実を図る必要があります。

今後の方向性

●学習のきっかけづくりの支援

「何かを学んでみたい」という市民が学習を始めるきっかけをつかめるように、学習情報の提供や様々な主催事業を実施します。

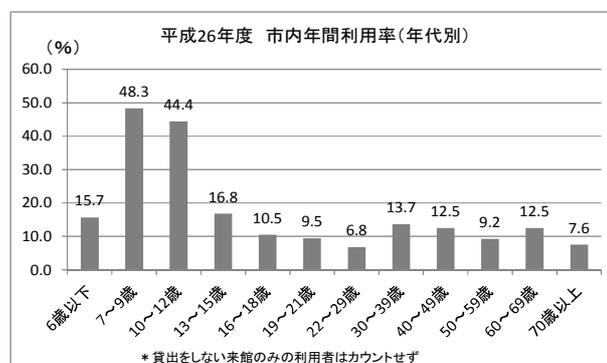
●自主学習グループへの活動の支援

現在も多くの自主学習グループが市立生涯学習センターで多様な学習活動を展開されています。こうしたグループが活発に活動できるように、学習成果の発表の場の提供や広報の支援などを行います。

基本方針 1 4 生涯を通じて読書に親しめる市立図書館をめざします

現状と課題

子どもの読書推進のための児童書の充実を含む、図書館資料の充実に努めるとともに、子育て世代や高齢者、障がいのある人のためのサービスや設備を充実させ、誰もが利用しやすい環境に整えています。また、絵本の読み聞かせやおはなし会、子育て支援のための絵本入門講座の開催、小学校でのブックトークなど、子どもたちが読書に親しめるような環境づくりを行っています。



施設の老朽化が進んでいることや、図書館までのアクセスが悪く来館が困難な利用者もおられるため、対策が必要です。また、7~12歳は、利用率が高いですが、中学生・高校生の年代になると利用が減少傾向にあり、読書習慣の定着を図ることが必要です。また、利用者のニーズを把握し新規利用者を増やすこと、学校図書館への団体貸出用図書の実充や支援体制を強化することも課題です。

今後の方向性

●地域の課題解決のための支援

子育てや健康、ビジネスなどに役立つ資料や情報の提供、テーマごとの展示を行うなど、地域の課題解決に役立つサービスを提供します。

●レファレンスサービスの一層の充実

住民の「知りたい・学びたい」を応援するための資料提供を行い、レファレンスに的確に対応できるように職員の資質向上に努めます。

●行政機関との連携

他部署との連携により、利用者のニーズに対応した暮らしに役立つ講座等の開設を進めます。

●ICT を活用したサービスの向上

ホームページ等を活用し、新しい情報を発信します。また、電子書籍の調査・研究や郷土資料のデジタル化を進めます。

●快適な読書環境の整備

幼児コーナーの図書や備品の充実を図るとともに、子育て中の人が集い、情報交換ができるような場所として提供します。また、大活字本の更なる充実とリストの作成、録音図書の製作に取り組みます。さらに、施設や設備の老朽化に対する計画的な整備に努めます。

●利便性の向上

予約図書の受け渡し場所として、市内に新たなサービスポイントを設置します。また、開館日の拡大に取り組みます。

●学校図書館との連携の推進

学級文庫への団体貸出や調べ学習用図書の貸出、また、年齢層別展示や学校司書への助言など、更に連携を強化します。また、学校図書館と市立図書館のネットワーク化の実現に向けて取り組むとともに、蔵書の効果的な活用や図書の配送体制を整えます。

●地域ボランティアとの協働

ボランティア向け研修や講座をより充実させ、語り手及び朗読ボランティアの育成に努めます。そして、語り手派遣事業や各種行事をボランティアとともに充実させ、図書館事業の発展をめざします。

☞ブックトーク：一定のテーマを立てて、一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介すること

☞レファレンスサービス：利用者の調査・研究を援助するサービス

基本方針 15 スポーツの振興とスポーツを通じたコミュニティの活性化に努めます

15-(1) スポーツ推進基本計画を策定します

現状と課題

少子化・高齢化の進行、また経済状況の変化や高度情報化の急速的發展により、ここ数年で私たちを取り巻く社会環境は急激な変化を遂げてきました。

このことにより市民の生活意識においても、健康寿命に対する意識が高まったり、仕事中心の生活から余暇時間を有効に活用した心豊かなライフスタイルを獲得したいというニーズが高まる等、それぞれの年齢や興味、また、技術のレベルに応じたスポーツを楽しもうとする人たちが増えてきました。

そこで市民のスポーツ活動に対する多様なニーズに応えるため、本市のこれからのスポーツ推進施策を体系的・効果的に推進するための基本的な計画づくりを行う必要性が出てきました。

今後の方向性

●スポーツ推進基本計画の策定

少しでも多くの市民がスポーツに親しめるよう環境整備を促進し、関係団体等と連携を図りながら、スポーツを通じた地域コミュニティ活動の活性化及び多様なニーズに対応した推進体制づくりをめざします。

また、藤井寺市が持つ地域の特性を活かし、藤井寺市の歴史的な文化遺産とも融合できるようなスポーツ施策の展開を図っていきます。

更に高齢者、障がい者にやさしいスポーツ環境づくりをめざします。

15-(2) 市民の多様なニーズに対応したスポーツ施設の整備及び運営の改善に取り組みます

現状と課題

「公共施設に関する市民アンケート調査結果報告書」によると市民総合体育館を利用された比率は15.8%という調査結果でした。市民総合体育館等の公共施設を利用していない理由としては、アクセスの不便さやサービス内容への不満により施設を利用する機会がないとの回答が多くなっています。

一方、現状の体育館の利用状況を見ますと、施設、曜日及び時間区分などによって違いはありますが、休館日を除き、何等かの形態で体育館の複数の施設が利用されているパターンも多く、特に土、日、祝日に関しては他の日に比較してより多くの市民の方が利用されてお

り、施設によっては予約がほぼ飽和状態という日も珍しくありません。

しかし、その利用団体を見ると、一定の団体が繰り返し利用されているパターンが多く、結果的に利用者が偏っている状況で、そのことが先の「公共施設に関する市民アンケート調査結果報告書」にも表れているものと思われます。

こうした現状を踏まえ、誰もが気軽にスポーツ施設を使用することができ、また年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が個々の適性に応じてスポーツに親しむことができるように施設の整備及び運営の改善が求められています。

今後の方向性

●市民の多様なニーズに対応した施設の整備

市民の多様なニーズ、特に高齢者や障がい者の方が利用しやすいようなスポーツ事業の充実やスポーツ施設の整備をめざします。

●スポーツ施設インターネット予約システムの導入

利用者の利便性の向上とスポーツ施設利用者数の増加を図るべく利用者がどこにいてもスポーツ施設の予約申込が可能なインターネット予約システムの導入をめざします。

15-(3) スポーツ振興事業を充実します

現状と課題

日常生活の中にスポーツを取り入れることが、体力の向上、生活習慣病の予防など、健康の保持増進に効果があることに市民の一定の理解が得られ、仕事や家事・育児などに忙しくしながらも限られた余暇時間を活用して各個人の適性に応じたスポーツに親しもうとする人が増加する傾向にあります。

このため、市民誰もが気軽に参加することができ、生涯を通じて継続的にスポーツに親しめるような事業を展開していく必要があります。

その事業を展開していく上ではスポーツ関連団体との連携は不可欠であり、特に藤井寺市体育協会は市内のスポーツ関連団体で最大規模の組織であり、市、教育委員会、藤井寺市スポーツ推進委員会及び藤井寺市民スポーツフェスティバル実行委員会が主催する事業等について、その組織力を活かした協力が不可欠であります。

市民誰もが気軽に参加することができ、生涯を通じて継続的にスポーツに親しめるような事業の展開を推進するべく、今後も継続して藤井寺市体育協会との連携を図っていくとともに既存のスポーツ団体やスポーツ関連機関などとも相互連携を図る必要があります。

更に青少年の健全育成という観点からもスポーツを通じた子どもたちの健全な心身の発達にも努めていく必要があります。

今後の方向性

●スポーツ振興事業の充実

市民が気軽に参加することができるスポーツ事業を実施するべく、藤井寺市体育協会との更なる連携を図りつつ、その他のスポーツ関連機関などとも相互連携を図り、競技スポーツの促進とスポーツ人口の拡充をめざします。

また、藤井寺市スポーツ推進委員会や藤井寺市民スポーツフェスティバル実行委員会等、市民協働による「Fujiりんぴっく」や「藤井寺市民マラソン大会」などのスポーツ振興事業の充実を図ります。

●スポーツを通じた青少年の健全育成の推進

スポーツを通じた青少年の健全育成の推進を図る一環として、市が管理する既存の屋外体育施設を活用した放課後の子どもたちの運動広場の確保に取り組むとともに学校における活動だけでなく、子どもたちがスポーツと出会う機会やスポーツに親む機会を少しでも多く作ることをめざします。

基本方針 16 歴史文化の薫るまちづくりの推進に努めます

16-(1) 発掘調査の成果から、当時の生活の様子をうかがいます

現状と課題

藤井寺市は、8.89 km²ある市域の約 65%が周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)となっており、いにしえより連綿と続く人々の生活の痕跡が地中に残されています。これまで、開発工事等に伴い、多くの発掘調査が行われています。

当市において初めて人々の生活の痕跡が確認されるのは、今からおよそ二万年前、旧石器時代のことです。その後、人々の生活は、縄文時代、弥生時代にも認められますが、特に国府遺跡の調査では、縄文土器や多量の弥生土器が見つっています。これらの土器を復元することにより、当時の人々はどのような器を使っていたのかということが分かります。また、弥生土器の中には、現在の大阪府北部や兵庫県、奈良県から持ち込まれたと思われるものもあり、当時の人々の地域間交流をうかがわせる興味深い事例となっています。

また、古墳の発掘調査成果からは、墳丘の盛土や葺石の様子など、古墳の築造が非常に大規模な土木工事であったことがうかがわれます。築造を成し遂げるために多くの人々が動員されたり必要物資を確保するなど、多大な労力が費やされました。また調査では、円筒埴輪とともに、津堂城山古墳の水鳥形埴輪をはじめ、さまざまな形象埴輪が見つかり、当時の造形のすばらしさを読み取ることができます。埴輪を焼いた窯の跡が見つかることもありますが、登窯といった、現在の窯業技術にも通じるもので、当時の技術力の高さには改めて目を見張るものがあります。

飛鳥時代から奈良時代、平安時代にかけては、多くの建物や井戸など、当時の集落の跡が見つかります。このような古代集落の発掘調査は、本市の調査の中で大きな比重を占めています。そして、土器をはじめ、鉄製品、木製品など、日常に使われていた様々な遺物が出土しています。また、鎌倉時代と室町時代に営まれた中世集落の跡も認められ、ここからも同様にさまざまな遺物が出土しています。

以上のような調査成果から、当時の生活の様子が明らかになってきています。私たちの現在の生活は、過去の人々の生活を継承してその上に成り立っており、現在の生活を見据えて未来を展望するためには過去の様子を知る必要があります。このことから、発掘調査を継続して実施し、その成果から当時の生活の様子が分かることは大きな意義があります。

しかしながら、発掘調査で出土した遺物は、平成26年度末までに、遺物収納箱で約15,900箱あり、毎年150箱程度増加しています。これらの中には、整理作業まで完了して成果を公表できているものもありますが、遺物量の多さから整理作業が不十分で、概要のみしか公表できていないものもあります。当時の生活の様子をより具体的に明らかにするためにも、発掘調査から整理作業を経て、成果の公表にいたる一連の作業をより円滑に行える調査体制の強化が課題となっています。

また、出土遺物は、現在、市内各所で分散保管していますが、遺物収納箱が毎年150箱程度増加していくと、10年後には既存の保管施設が満杯になると考えられます。出土遺物は、復元すると当時の使用方法が分かるなど、人々の生活の様子が実感できる貴重なものです。これらを損壊させないように保管し、必要な遺物を速やかに取り出すことができる状態に整理して管理するため、新たな遺物保管施設を確保する必要があります。

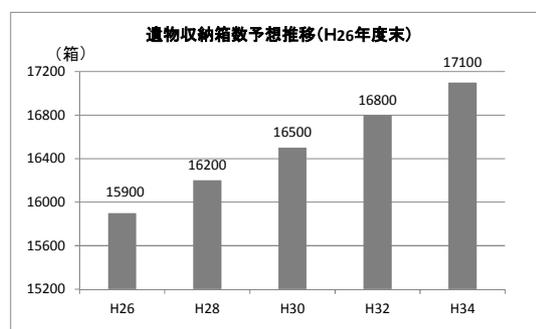
今後の方向性

●調査体制の強化

増加が見込まれる発掘調査や出土遺物の緻密な整理作業を経て、成果の公表にいたる一連の作業に十分対応するため、調査体制の強化に努めます。また、必要な測量機器や機材を十分活用し効率化に努めます。

●遺物保管施設の確保

出土遺物は、現在、市内各所で分散保管しています。これらは今後も増加していきますが、当時の生活の様子を表すものとして、一元集約して保管し、未来に継承していくため、新たな施設の確保に努めます。



- ☞周知の埋蔵文化財包蔵地：埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（文化財保護法第95条第1項）
- ☞出土品の取り扱いについて：発掘調査等による出土品は、遺失物法によって拾得物として取り扱われます。この内、大阪府教育委員会によって、文化財と認定されたものは文化財保護法の趣旨に基づき、出土品自体が我が国の歴史や文化を理解するうえで欠くことのできない歴史資産であることについて十分配慮し、将来にわたり保存・活用していく必要があります。

16-(2) 歴史資産を守り、未来に継承します

現状と課題

藤井寺市には、葛井寺、道明寺、道明寺天満宮所蔵の国宝、重要文化財に指定された彫刻や工芸品などをはじめ、悠久の歴史の流れの中で多くの歴史資産が現在まで受け継がれています。東高野街道や長尾街道といった旧街道も通っており、辻には道標が点在しています。また、沿道には古い民家があり、街並みに趣を添えています。

このような歴史資産の中で、古い民家については老朽化に伴う建替えや改築が行われることがあり、歴史的建造物として価値のあるものについては、保全が課題となっています。また、道標については道路工事等の際に移動されたり消失してしまうこともあり、これについてもその大切さを市民に周知し、保全する必要があります。

国史跡としては、史跡古市古墳群と史跡国府遺跡の2つがあげられ、これらは、そのほとんどが市民が自由に立ち入れるようになっていきます（陵墓、陵墓参考地は除く）。市では定期的に公有地の除草清掃を行うなど保全に努めていますが、近年ゴミの不法投棄やペットの糞の放置など、マナー意識の低さも目にするところとなっており、対応が必要となっています。

また、国史跡指定地は、貴重な歴史資産として未来に継承していくために、計画的な公有化を図り、保全していく必要があります。

今後の方向性

●歴史的建造物、道標の保全

築後50年以上経過した建造物のうち、歴史的景観に寄与するなどの価値が認められるものについては、所有者の意向をふまえ、登録有形文化財への登録をめざします。また、道標については、道路工事等の際に移動されたり損壊、消失することの無いように留意し、歴史資産として保全に努めます。

●市民協働の推進

公有化された国史跡指定地について、市民が親しみやすい良好な環境を保つためには、清掃等の日常的な管理が欠かせません。また、このような環境を保持し、ゴミの不法投棄やペットの糞の放置などを無くすためには、国史跡がすべての人々共有の貴重な財産であるということを周知する必要があります。市民のかたがたと市が協働で定期的に清掃を実施するなど、国史跡の環境を良好に維持するためのキャンペーンを実施します。

●国史跡の保全

史跡古市古墳群については、平成26年3月に策定した国史跡古市古墳群保存管理計画に基づき、計画的な公有化を図り、保全に努めます。公有化した国史跡指定地については、史跡古市古墳群整備計画を策定し、それに基づく整備を実施します。

史跡国府遺跡については、計画的な公有化を図り、保全に努めます。そして、指定範囲に柵を設置するなど史跡としての環境維持に努めます。

☞古市古墳群：大阪府の南東部に位置する藤井寺市・羽曳野市に広がる古墳時代中期を代表する古墳群

☞藤井寺市内指定文化財一覧：巻末資料 77 頁参照

16-(3) 藤井寺市の歴史の情報を発信します

現状と課題

藤井寺市内に所在する歴史資産のうち、国宝、重要文化財の多くは、所有者により定期的に公開されています。その他の指定文化財、登録文化財についても公開して広くその価値を

周知する必要があります。(資料 77 頁)

市内では毎年 70 件前後の発掘調査を行っており、遺構写真や出土遺物は、市役所 1 階ロビーでの速報展の開催や、生涯学習センター、市立図書館で展示公開しています。しかし、生涯学習センターの常設展示について、出土遺物等新たな成果を加え、展示内容や方法を工夫する必要があります。

出土遺物については、全国の博物館などに貸し出して公開されることが多数あり、藤井寺市の歴史を対外的にアピールする機会の一つとなっています。

また、市民文化財講座を定期的で開催し、市民に郷土の歴史を学ぶ場を提供しているところです。そして、市のマイクロバスを使用した文化財施設見学会を開催し、周辺地域との比較により藤井寺の歴史をより深く理解する機会としています。これらの他にも種々の行事を実施していますが、今後は、より多くの市民が参加できるように、さらなる内容の充実が求められています。

藤井寺市の歴史については、広報紙などの紙媒体やインターネットによる発信、古市古墳群の DVD の作成などにより、多くの情報を内外に発信してきましたが、これらの内容をより一層充実していくことが大切です。

今後の方向性

●指定文化財や登録文化財の公開

公開されていない指定文化財、登録文化財については、所有者の協力を得たうえで、公開の機会や方法について検討します。

●展示内容と方法の検討

生涯学習センターの常設展示の内容を工夫し、新たな歴史資産の展示機会を増やします。そして、より多くの人々に藤井寺の身近な歴史を伝えます。

●行事等の充実

市民がどのような歴史に興味を持ち、またどのような行事を希望しているかを把握するため、市民文化財講座や速報展等の機会をとらえ、アンケートを実施します。また、市民対象の土器作り等の体験学習の実施や発掘調査の現地説明会を開催する機会を設け、参加者が歴史を体感できるように努めます。そして、小・中学生への世界遺産学習や幼稚園児などが石器を使い古代の稲刈りを体験する「黄金の古墳」など体験型学習についても、より一層充実を図ります。



黄金の古墳（稲刈り体験）

●世界への情報発信

近年の IT 機器の普及を活かし、藤井寺の魅力ある歴史の情報を発信するよう努めます。また、国内外から藤井寺を訪れた来訪者には、史跡などの内容が分かりやすく学習できるよう

に説明板やパンフレットをより充実させ、藤井寺にある歴史資産がいかに貴重であることを示すことによって「いにしえ」に親しめる環境の整備に努めます。

☞**黄金の古墳**：初夏に前方後円墳の形に田植えを行い、秋には稲穂が成長します。そして、黄金色に染まった古墳の形が現れ、幼稚園児などに石器を用いた古代の稲刈りを体験してもらいます。

資料編

～平成 27 年度の状況～

1. 藤井寺市立小・中学校及び幼稚園の通学・通園区域

藤井寺市立小・中学校及び幼稚園の通学・通園区域については教育委員会規則により、現在、八尾市との教育事務の委託の対象となる小山7丁目の一部及び川北1丁目の一部を除き次のように定めています。

《小・中学校通学区域表》

平成27年4月1日現在

校名	所在地	校区
藤井寺小学校	北岡1丁目2番29号	小山1丁目・4丁目(1~8)・5丁目・7丁目(7~22)
		小山8丁目・9丁目、小山藤美町、小山藤の里町
		岡1丁目~2丁目、恵美坂1丁目、御舟町
		北岡1丁目・2丁目(1~3)、沢田1丁目、林1丁目 西大井1丁目~2丁目
藤井寺南小学校	藤井寺3丁目8番1号	西古室2丁目、さくら町、陵南町、藤井寺3丁目
		藤ヶ丘1丁目~4丁目、野中1丁目~5丁目
		青山1丁目~3丁目
藤井寺西小学校	藤井寺4丁目1番57号	西古室1丁目、藤井寺1丁目~2丁目・4丁目
		東藤井寺町、春日丘1丁目~3丁目、春日丘新町
藤井寺北小学校	小山3丁目284番1号	津堂1丁目~4丁目、小山新町、小山2丁目~3丁目
		小山4丁目(9~19)・6丁目
		小山7丁目(1~6、1200番台)
		恵美坂2丁目、北岡2丁目(4~14)
道明寺小学校	沢田3丁目6番37号	沢田2丁目~3丁目・4丁目(1~5)、古室1丁目
		古室2丁目(1~2)、林2丁目~6丁目
		大井1丁目~5丁目、川北1丁目~3丁目
道明寺東小学校	国府2丁目5番21号	北條町、船橋町、惣社1丁目~2丁目、梅が園町
		国府1丁目~2丁目・3丁目(8)
道明寺南小学校	道明寺4丁目9番18号	道明寺1丁目~6丁目、国府3丁目(1~7)
		沢田4丁目(6~11)、古室2丁目(3~9)・3丁目
藤井寺中学校	御舟町2番9号	藤井寺南小学校区、藤井寺西小学校区
		岡1丁目~2丁目、御舟町、恵美坂1丁目
道明寺中学校	林6丁目2番21号	道明寺東小学校区、林3丁目~6丁目、国府3丁目
		道明寺1丁目~4丁目・5丁目(4~7)
		大井1丁目~5丁目、川北1丁目~3丁目
第三中学校	林1丁目2番1号	小山1丁目~9丁目、北岡1丁目~2丁目
		小山藤美町、小山藤の里町、小山新町
		西大井1丁目~2丁目、沢田1丁目~4丁目
		古室1丁目~3丁目、道明寺5丁目(1~3、8)
		道明寺6丁目、津堂1丁目~4丁目、恵美坂2丁目 林1丁目~2丁目

《幼稚園通園区域表》

園名	所在地	園区
藤井寺幼稚園	小山1丁目7番29号	小山1丁目・4丁目(1~8)・5丁目・7丁目(7~22)
		小山8丁目・9丁目、小山藤美町、小山藤の里町
		岡1丁目~2丁目、恵美坂1丁目、御舟町
		北岡1丁目・2丁目(1~3)、沢田1丁目、林1丁目 西大井1丁目~2丁目
藤井寺南幼稚園	藤井寺3丁目2番19号	西古室2丁目、さくら町、陵南町、藤井寺3丁目 藤ヶ丘1丁目~4丁目
藤井寺南幼稚園 野中分園	野中2丁目5番49号	野中1丁目~5丁目まで、青山1丁目~3丁目
藤井寺西幼稚園	藤井寺4丁目3番34号	西古室1丁目、藤井寺1丁目~2丁目・4丁目 東藤井寺町、春日丘1丁目~3丁目、春日丘新町
藤井寺北幼稚園	小山3丁目299番	津堂1丁目~4丁目、小山新町、小山2丁目~3丁目
		小山4丁目(9~19)・6丁目
		小山7丁目(1~6、1200番台)
		恵美坂2丁目、北岡2丁目(4~14)
道明寺幼稚園	林3丁目1番25号	沢田2丁目~3丁目・4丁目(1~5)、古室1丁目
		古室2丁目(1~2)、林2丁目~6丁目
		大井1丁目~5丁目、川北1丁目~3丁目
道明寺幼稚園 川北分園(休園)	川北3丁目4番37号	川北1丁目~3丁目
道明寺東幼稚園	国府2丁目5番21号	北條町、船橋町、惣社1丁目~2丁目、梅が園町
		国府1丁目~2丁目・3丁目(8)
道明寺南幼稚園	道明寺4丁目2番18号	道明寺1丁目~6丁目、国府3丁目(1~7)
		沢田4丁目(6~11)、古室2丁目(3~9)・3丁目

2. 市立幼稚園、小・中学校の特色ある教育活動

＜幼稚園＞

藤井寺幼稚園 4歳児 1学級、5歳児 2学級、総園児数 78名
教育目標 自己肯定感を基盤に人と関わる力を育てる
特色ある活動 絵本や物語に親しみ、「決める」ことのできる力の素地をつくる

藤井寺南幼稚園 本園 4歳児 1学級、5歳児 1学級、総園児数 29名
野中分園 4歳児 1学級、5歳児 1学級、総園児数 23名
教育目標 ・なかよく元気いっぱいあそべる子ども
・自分の思いを表現できる子ども
・思いやりのある豊かな心のある子ども
特色ある活動 「食育」を中心として
・野菜の栽培や調理活動を通して、食べることへの意欲や興味・関心を育てる。
・「栽培」から「いただく」までの活動が、4歳児・5歳児の確かな育ちを身につけさせるために、子どもの生活に有効的に取り入れられるような保育内容を考える。

藤井寺西幼稚園 4歳児 1学級、5歳児 1学級、総園児数 37名
教育目標 一人ひとりを大切に、心身共に健康な子どもを育てる
・体を動かす楽しさを ・遊びや生活の中で心を動かす経験を ・保護者と共に
特色ある活動 「豊かな心と体の育成をめざして」 ～科学する心を育てる～

藤井寺北幼稚園 4歳児 2学級、5歳児 1学級、総園児数 67名
教育目標 ・なかよく 力いっぱいあそべる子ども
・たくましさと思いやりのある子ども
・創造的で 個性豊かな子ども
特色ある活動 ひらく つながる 輝く ～豊かな感性を育むために～
・音楽的な環境 ・人とのかかわり ・子育て支援

道明寺幼稚園 4歳児 1学級、5歳児 1学級、総園児数 53名
教育目標 ・生き生きとして 明るい健康な子
・思いやりのある 心豊かな子
・よく聞き 思ったことをはっきり話す子
特色ある活動 絵本で育む子どもの「生きる力」

道明寺東幼稚園

4 歳児 1 学級、5 歳児 1 学級、総園児数 36 名

教育目標 一人ひとりを大切に、心身ともにたくましく自ら生活を創りだす幼児の育成

特色ある活動 豊かなコミュニケーション力を育む

～わくわくドキドキ 心弾む造形活動を通して～

道明寺南幼稚園

4 歳児 1 学級、5 歳児 1 学級、総園児数 48 名

教育目標 ・自分のことは自分でする子ども

・やさしく思いやりのある子ども

・かいっぱい遊びや仕事をする子ども

特色ある活動 食育を通して子どもの成長を育む

「栽培、収穫する」「調理する」「食べる」「感じたことを表現する」「保護者とともに」

《小学校》

藤井寺小学校

通常学級 26 学級、支援学級 4 学級数、児童数 908 人

教育目標 「力強く未来を生き抜く子どもの育成」

特色ある活動 ・3 年生以上で算数科習熟度別授業の実施

・読書活動の推進

・全学年、全学級による道徳の授業公開

・全教育活動を通してのキャリア教育の推進

・ALT 活用英語教育推進モデル校事業への取り組み

藤井寺南小学校

通常学級 16 学級、支援学級 2 学級数、児童数 469 人

教育目標 「確かな学力と豊かな心を持ち、たくましく生きる児童を育成する」

特色ある活動 ・問題解決学習の進め方を算数科を中心に授業スタンダードとして展開

・通常学級、支援学級、通級指導教室による特別支援教育の展開

・朝学習での計算・漢字、読書活動による学力向上の取り組み

・算数科（3～6 年）での TT、少人数指導、習熟度指導

・ALT 活用英語教育推進モデル校事業への取り組み

藤井寺西小学校

通常学級 12 学級、支援学級 2 学級数、児童数 331 人

教育目標 「学び合い育ちあう藤西っ子」

特色ある活動 ・3 年生以上算数少人数指導

・年 2 回、各 2 日間のオープンスクール

・年間 14 回の土曜校庭、図書室、学習室開放と四天王寺大学と連携した土曜英語教室（年 2 回）開催

・基礎基本の定着を図るため木曜日に自由参加型の「放課後学習タイム」を実施

・タブレット活用研究事業

- ・外部人材を活用したクラブ活動

藤井寺北小学校 通常学級 13 学級、支援学級 3 学級数、児童数 382 人

教育目標 「豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」

- 特色ある活動
- ・5・6 年生算数科習熟度別分割授業
 - ・朝学習「のびっこタイム」での国語、算数学習
 - ・朝読書「読書タイム」、読書ノートの活用、学校図書館の効果的な利用など読書活動の充実
 - ・群読、スピーチ、作文で表現力の育成
 - ・1～4 年生は週 1 回、5・6 年生は隔週 1 回の図書時間を確保
 - ・4～6 年生は理科を専科指導
 - ・5・6 年生理科を専科指導

道明寺小学校 通常学級 17 学級、支援学級 6 学級数、児童数 608 人

教育目標 「夢や志を持ち、個性を発揮して、仲間とともにたくましく生きる児童を育成する」

- 特色ある活動
- ・「学んだ力」に加えて「学ぶ力」「学びに向かう力」そして「協働して学ぶ力」の育成
 - ・「学び残しゼロ」取り組みの推進
 - ・5・6 年生算数科習熟度別、少人数、TT 指導
 - ・自学自習力を育むための学習環境整備
 - ・学校図書館の「読書センター」「学習情報センター」としての機能発揮

道明寺東小学校 通常学級 13 学級、支援学級 3 学級数、児童数 362 人

教育目標 「人間性豊かな児童の育成を目指す」

- 特色ある活動
- ・3～6 年生算数で TT、少人数指導、習熟度別指導
 - ・昼休み、放課後等の時間帯を利用した学習指導の補充
 - ・3～6 年生算数で単元の評価に大阪府教育委員会配信の「学習指導ツール」の活用
 - ・15 分間の朝の時間、水曜日「朝読書」、火・木・金曜日「朝学習」（漢字学習・四則計算等の反復学習）の実施
 - ・タブレット活用研究事業

道明寺南小学校 通常学級 10 学級、支援学級 3 学級数、児童数 286 人

教育目標 「豊かな人間性をもち、たくましく生きる力を身につけた子どもの育成」

- 特色ある活動
- ・加配教員を活用した算数科における少人数学習
 - ・音読の力をつけることによる基礎的な学力の向上
 - ・朝学習による国語・算数の基礎基本の定着（木曜日は朝読書）
 - ・放課後元気広場での課題のある児童に対する担任による学習指導
 - ・地域に学ぶ生活・総合的な学習（町探検・公共施設見学・キャリア教育・日本伝統文

化の体験など)

《中学校》

藤井寺中学校 通常学級 13 学級、支援学級 2 学級数、生徒数 470 人

教育目標 「くらしに生きる学力の向上」「個性に応じた進路選択」「自主・自立・自治の力の育成」

- 特色ある活動
- ・3 年生通年数学、英語の習熟度別授業
 - ・生徒会主導の全校集会、ノーチャイムデーの取組み、校内清掃活動、花いっぱいプロジェクト
 - ・朝、校門での「着こなしの取組み」と「生徒会あいさつ運動」
 - ・地域と密着した「We love 藤中 クリーンアップ作戦」「ふじねっとプラザ」の取組み
 - ・キャリア教育の推進と職業体感学習（3 日間、2 年生）

道明寺中学校 通常学級 14 学級、支援学級 2 学級数、生徒数 484 人

教育目標 「豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」

- 特色ある活動
- ・3 年生通年数学、英語及び 2 年生通年英語の習熟度別少人数学習
 - ・全学年通年毎朝 5 分間の朝学習（国、数、英、理、社）
 - ・全学年通年毎週火、木に放課後自習室「ゆめ教室」の実施
 - ・夏季休業、冬季休業での自習教室の開催
 - ・1 年生のスキー合宿、世界遺産学習
 - ・2 年生の職場体験学習

第三中学校 通常学級 20 学級、支援学級 5 学級数、生徒数 749 人

教育目標 「豊かな人間性・知性・創造性を備えた人間を育てる」

～ユニバーサルデザインによる学校づくり～

- 特色ある活動
- ・3 年生通年数学・英語少人数習熟度別指導
 - ・全学年視写による朝学習
 - ・数学科による週末プリント
 - ・全学年夏季休業中の補充学習
 - ・放課後自習室

*学級数、児童・生徒数は平成 27 年 5 月 1 日現在のものです。

3. 本市の児童生徒の学力・学習状況の実態

～平成27年度全国学力・学習状況調査より～

(1) 調査の実施概要

○実施日 平成27年4月21日(火)

○実施学年及び対象者数

対象	藤井寺市		大阪府		全国	
	学校数	対象者数	学校数	対象者数	学校数	対象者数
小学校 6年生	7校	591人	1,006校	73,174人	20,327校	1,110,429人
中学校 3年生	3校	553人	470校	70,738人	10,568校	1,173,257人

○実施内容

【小学校】 国語A(知識)、国語B(活用)、算数A(知識)、算数B(活用)、理科
質問紙調査(児童質問紙)

【中学校】 国語A(知識)、国語B(活用)、数学A(知識)、数学B(活用)、理科
質問紙調査(生徒質問紙)

(2) 学力調査結果(小学校)

(%)

教科・区分別平均正答率					
小 学 校 (6年生)					
教 科	国 語		算 数		理 科
	A	B	A	B	
藤井寺市	68.2	62.4	74.9	45.4	56.2
大阪府	67.6	62.7	74.8	44.1	57.3
全国	70.0	65.4	75.2	45.0	60.8

(%)

大阪府との平均正答率の差					
小 学 校 (6年生)					
教 科	国 語		算 数		理 科
	A	B	A	B	
平成26年度	-1.1	-2.3	-0.5	-1.1	未実施
平成27年度	0.6	-0.3	0.1	1.3	-1.1

国語

国語A（「知識」に関する問題）は68.2%で、国語B（「活用」に関する問題）は62.4%でした。「漢字の読み書き」（平均82.7%）や、「具体的な事例を挙げて説明する文章を書く」（86%）はできています。特に「漢字の読み書き」については、全国平均より高い正答率です。しかし、「新聞のコラムを読んで表現の工夫を捉える」（平均37.3%）では、「用語の理解」と「表現の工夫を捉える」ことに課題が見られました。また、「目的や意図に応じ、取材した内容を整理しながら記事に書く事ができる」（29.6%）では、複数の情報を的確に関係付けてまとめて書くことに課題が見られました。

算数

算数A（「知識」に関する問題）は74.9%で、算数B（「活用」に関する問題）は45.4%でした。「基礎的な計算」（平均82.2%）、「図形の性質の理解」（94.2%）はできています。しかし、「割合を用いて基準とする量を求める」（14.0%）、「示された図から面積が等しくなる理由を書く」（12.5%）は、示された情報や考えを基に根拠を明らかにし、論理的に考えたり、式や言葉を使って説明することに課題が見られました。

理科

理科は56.2%でした。知識に関しては、「実験器具の名称」（73.9%）はできていますが、「顕微鏡の操作方法」（30.6%）など観察実験器具の基礎的知識技能が定着していないという課題が見られました。活用に関しては、「打ち水の効果」（81.4%）、「振り子時計に関する記述問題」（66.2%）はよくできており、科学的な思考表現力を発揮しているものもあります。「水溶液の析出」（23.9%）「観察地点と方位」（39.8%）は低く、科学的な言葉や概念の理解と、グラフ等からの情報や生活経験からの知識を結び付けながら活用し、考察していくことに課題が見られます。また「物質」に関する問題（55.7%）、「エネルギー」に関する問題（61.1%）「生命」に関する問題（53.1%）「地球」に関する問題（54.2%）の中で、特に「生命」「地球」に関する問題の正答率が低く、「天体の動き」や「植物の成長」の学習に課題が見られました。

(3) 学力調査結果（中学校）

教科・区分別平均正答率

(%)

教科	中学校（3年生）				
	国語		数学		理科
	A	B	A	B	
藤井寺市	74.0	62.9	63.9	41.0	49.3
大阪府	74.4	64.8	64.3	41.4	50.8
全国	75.8	65.8	64.4	41.6	53.0

大阪府との平均正答率の差

(%)

中 学 校 (3年生)					
教 科	国 語		数 学		理 科
区 分	A	B	A	B	
平成26年度	-3.1	-4.3	-4.2	-6.0	未実施
平成27年度	-0.4	-1.9	-0.4	-0.4	-1.5

国 語

国語A（「知識」に関する問題）は、（74%）で、国語B（「活用」に関する問題）は（62.9%）でした。「語句の意味理解」（平均 69.9%）や「漢字の読み書き」（平均 82.4%）で特に「漢字の読み書き」は、昨年と比べて、約 10.6%高く改善が見られます。また、「表現の工夫について自分の考えをもつ」（平均 84.4%）、「効果的な資料を作成し、活用して話す」（86.3%）は、高い正答率です。しかし、「適切な情報を得て自分の考えを具体的に書く」（18.4%）、「根拠を明確にして自分の考えを書く」（25.2%）では、文章や資料から必要な情報を取り出し、伝えたい事柄や根拠を明確にして自分の考えを書くことに課題が見られました。

数 学

数学A（「知識」に関する問題）は、63.9%で、数学B（「活用」に関する問題）は、41.0%でした。「比の意味」（94.1%）についてはよく理解していますが、「文字式を含む基礎的な計算」（平均 67.9%）については課題があります。また、図形については、「同位角の意味」（81.0%）、「平面を回転させてできる立体」（81.1%）、「投影図から立体を読み取る」（84.4%）と基本的な理解ができています。しかし、「関数に関する説明問題」（9.7%）、「問題解決の方法を図形の性質を用いて説明する」（19.6%）、「グラフを基に資料の傾向を捉えて説明する」（21.6%）など、数学の基礎用語を理解し、問題解決の方法や手順を数学的な表現を用いて、論理的に説明することに課題が見られました。

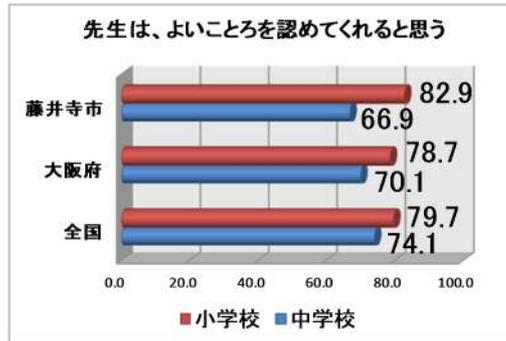
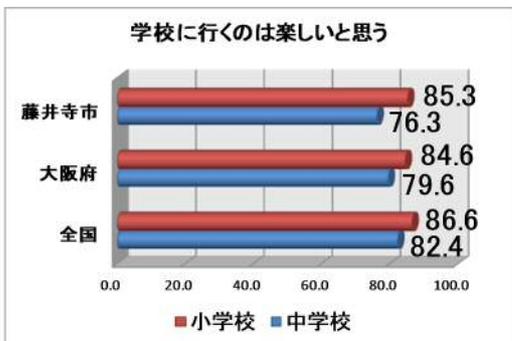
理 科

理科は 49.3%でした。知識に関しては、「化学式」（83.5%）「デンプンの消化に関する問題」（70%）はできていますが、「水溶液の濃度」（40.9%）は低く、科学的な言葉や概念について定着していないという課題が見られました。活用に関しては、「消化に関する活用問題」（74.0%）はできていますが、記述式の解答問題では、無回答率が 35%と高い問題もあり、生徒の科学的な思考表現に対する苦手意識が見られます。また「水の状態変化と雲の成因」（10.8%）などの低い正答率の問題が複数あり、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、グラフ・資料等からの情報をもとに考察し、説明できることに課題が見られます。また「物理」に関する問題（45.6%）、「化学」に関する問題（53.4%）、「生物」に関する問題（57.7%）、「地学」に関する問題（41.7%）の中で、特に「物理」「地学」に関する問題の正答率が低く、「気象現象のしくみ」や「光・音の規則性」の学習に課題が見られました。

(4) 学習状況調査結果 ～質問紙調査（児童・生徒質問紙）より～

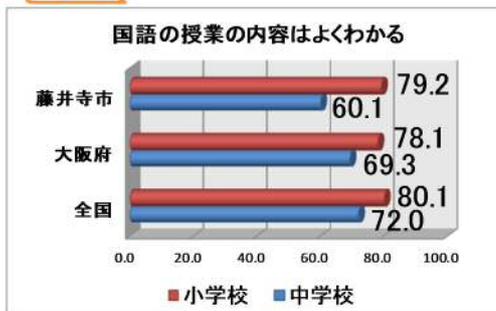
※上段が小学校

『平成27年度全国学力・学習状況調査』 生活アンケート

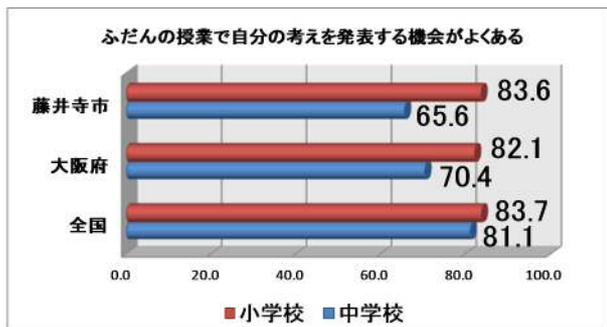
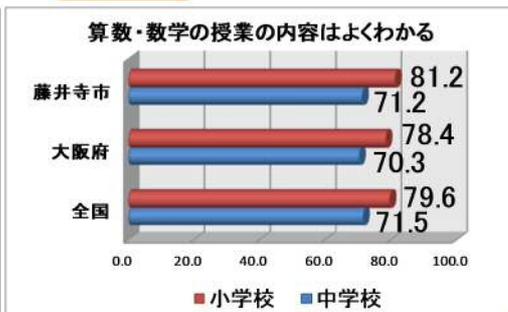
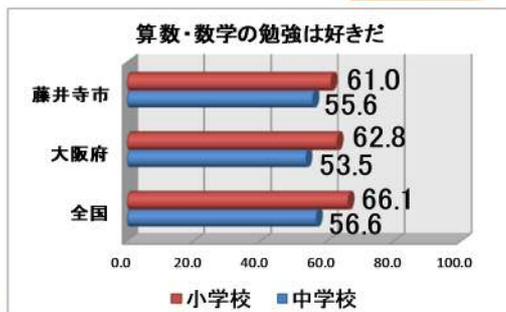


学習編

国語



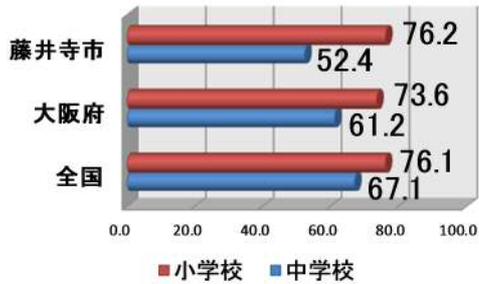
算数・数学



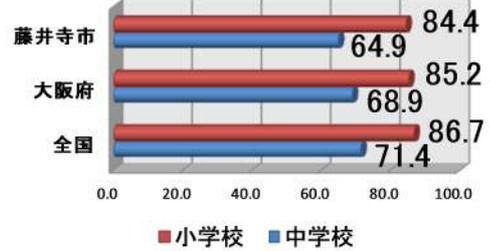
生活編

☆子どもを見つめること

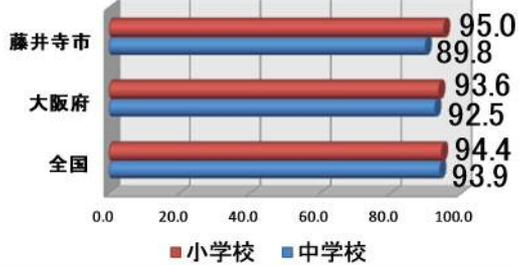
自分には良いところがあると思う



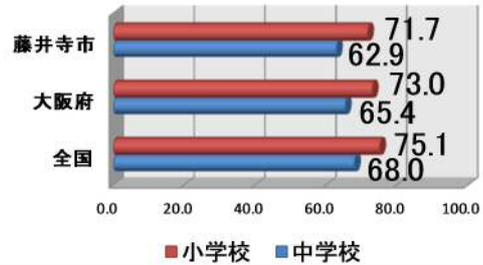
将来の夢や目標を持っていますか。



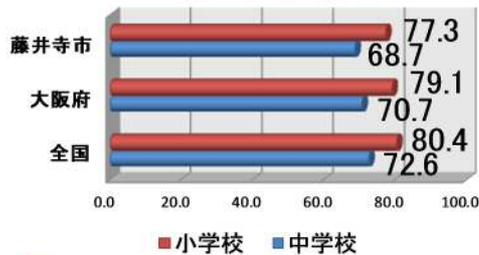
ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある



難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している

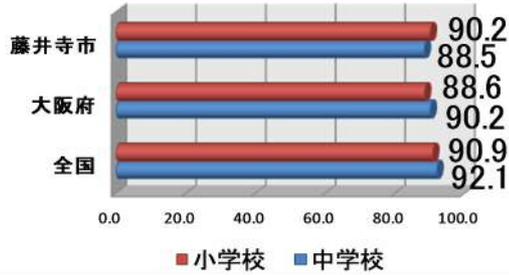


家の人(兄弟姉妹除く)と学校での出来事について話をする

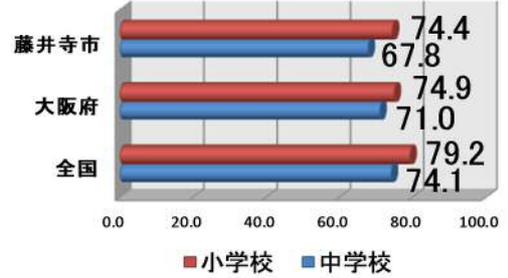


☆基本的生活習慣をつけること

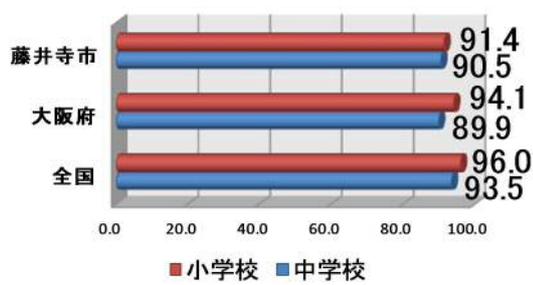
毎日、同じくらいの時刻に起きている



毎日、同じくらいの時刻に寝ている

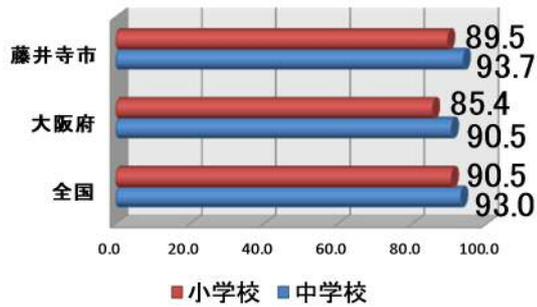


朝食を毎日食べている

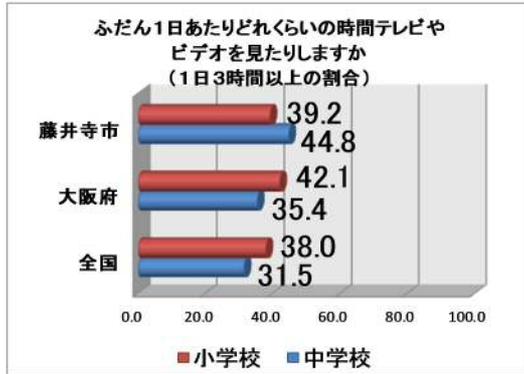


☆きまりや約束を守るなど規範意識を高めること

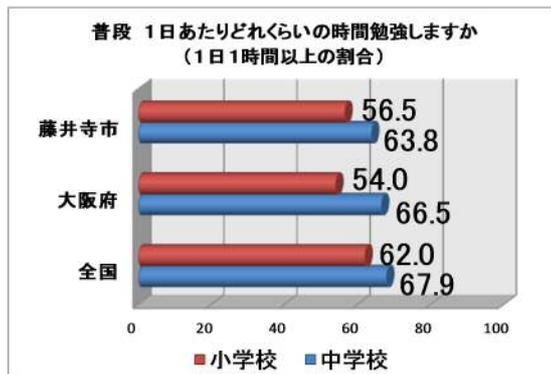
学校のきまりを守っている



☆時間を大切に使うように意識すること



☆家庭学習を定着させること



子どもを伸ばす5つの約束

- ☆子どもを見つめること
- ☆基本的な生活習慣をつけること
- ☆きまりや約束を守るなど規範意識を高めること
- ☆時間を大切に使うように意識すること
- ☆家庭学習を定着すること

(5) 児童生徒の好ましい傾向と、学習及び生活上の課題（概要）

藤井寺市教育委員会は、昨年度実施された平成 26 年度全国学力・学習状況調査の結果も踏まえ、今回の調査結果を分析いたしました。

学習については、中学校では国語、小学校では算数の「授業の内容がよくわかる」という回答が平成 26 年度の結果に比べ増えています。このことは、ふだんの授業に課題解決型の学習を取り入れ、子どもたちが主体的に学ぶ機会が中学校においてもさらに多くなり、教員の授業における工夫改善が進められた結果であると考えられます。一方、基礎的な学力は身に付いてきているが活用力の確立にはまだ達していない現状が見られることから、根拠を示し説明する活動等を増やすなど、更なる授業の工夫改善に取り組む必要があります。

生活については、学校のきまりを守っていると回答した児童・生徒の割合は高く、特に中学校では規範意識の高まりが感じられることから、日々の生活を通し、行動に移せるよう指導することが大切です。いじめに関する質問について「いじめはどんな理由があってもいけない」と感じている子どもたちの割合は高いが、いじめ防止に対する意識が十分定着しているとは言いがたく、今後もいじめはどんな理由があってもゆるされないという意識の向上に努めていく必要があります。また、同じ時刻に寝起きしている子どもたちが多い傾向にはありますが、やはり心身の健康を保つため、早寝・早起きを心懸けることが大切です。

今後も、子どもたちが将来の夢や目標を持ち、いきいきと日々の生活を送ることができるよう、自己肯定感と豊かな人間性を育む教育の推進を図ってまいります。

本調査によって見られる本市児童・生徒の好ましい傾向と学習及び生活上の課題の概要については、以下のとおりです。

【 学習について 】

児童・生徒の好ましい傾向

- 学習した基礎的・基本的な知識や技能を身に付けていること
- 国語において、漢字の読み書きができていること
- 算数において、基礎的な計算ができていること
- 授業で自分の考えを発表する機会が増えていること

課 題

- 複数の情報を的確に関連付けてまとめることや伝えたい事柄や根拠を明確にして自分の考えを書くこと
- 基礎用語や基礎知識、式や言葉を使って論理的に説明すること
- 学習内容の実感を伴った理解を十分図ること
- 科学的な理解とグラフ等からの情報や生活経験からの知識を結びつけながら活用し、考察すること

【 生活について 】

児童・生徒の好ましい傾向

- 学校に行くのが楽しいと思っっていること
- 学校のきまりを守っていること
- みんなで協力してやり遂げて、うれしいと感じていること
- 人の気持ちが分かる人間になりたいと思っっていること

課 題

- テレビやビデオ、ゲーム、メール等を「見たり」「したり」する時間を長すぎないように決め、家庭学習や読書等の時間を確保できるよう、計画的にバランスよく時間を活用すること
- 自分の良いところを見つけること
- 人やものとの出会いを通じて、自分の将来の夢や目標を持つこと
- 難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦しようとする事
- 朝食を毎日食べること

【 まとめ 】

学習面の課題から、各学校で「生きる力」（確かな学力・豊かな心・健やかな体）を育み、郷土を誇りに思う心を育て、子どもたちが意欲的に学習し、学びの達成感を感じ自己肯定感が育まれる授業が何よりも大切です。

そのため、学校は多様な学習形態や指導法を組織的に研究し、日々の授業で実践する必要があります。

また、「本やインターネット等で、必要な情報を的確に集める活動」「話し合いで、考えを広げ深める活動」「自分の考えをまとめる活動」「自分の考えや説明したいことをわかりやすく表現する活動」等の言語活動の実践をさらに進めていく必要があります。

教育委員会では、「学力向上推進支援事業」をとおして、各学校の特色に応じた授業研究、授業作りの研修会の開催、個に応じた習熟度別指導の工夫等が推進されるよう支援してまいります。さらに、豊かな学びの環境作りのため、学校図書館支援事業やICTの充実に、より一層取り組んでまいります。

4. 主な生涯学習関係事業

(1) 生涯学習機会の提供

- 高齢者を対象にした「いきがい学級」(年間 10 回)
- 女性を対象にした「かがやき学級」(年間 10 回)
- 子育て中の保護者を対象にした「はぐくみ学級」(年間 8 回)
- 子どもを対象にした「きらめき学級」(年間 3 回)
- 親子を対象にした「幼児親子教室」(年間 5 回)、「親子ふれあい広場」(年間 4 回)、「親子科学教室」(小学生とその保護者を対象に夏休み中 3 回)、ボランティア団体による「子育てママのおしゃべりサロン」(8 月を除く毎月第 3 水曜日)
- 文化教室の実施(5 月～3 月)(教室により月 1～3 回)
 - 「書道」、「いけばな」、「俳画」、「着物着付」、「ベーシック英語」、「男の料理」、「家族で料理」、「ウィッキーバッグ」、「ハワイアンフラダンス」、「古典文学」、「楽しい手品」、「水彩画」、「古代史」、「折り紙」 計 14 教室
- 短期講座の開催
 - パソコン講座(初心者対象 前期 5 回、後期 5 回)、郷土歴史講座(2 講座)
- 大学及び高校による公開講座の実施(大阪女子短期大学、阪南大学、藤井寺高校)

(2) 青少年健全育成

- 放課後児童会
 - 市内の小学 1～3 年生対象に実施(道明寺東小学校のみ小学 1～6 年生を対象に実施)
- 放課後子ども教室事業(各小学校)
- 学校支援地域本部事業(各中学校)
- 青少年健全育成環境の整備
 - 青少年指導員会との連携による事業実施
 - 青少年健全育成藤井寺市民会議との連携による事業実施
- 青少年指導者養成事業

(3) 市立図書館

- 図書館資料の整備・充実・保存
 - 新刊書、逐次刊行物、視聴覚資料、郷土資料、児童書、視覚障がい者用図書
- 図書館サービスの向上
 - ゴールデンウィーク・夏休みのフルオープン、インターネットの活用(検索、予約、ホームページの常時更新)、他市との広域相互利用

- 図書館サービス網体制の充実
 - 市内 4 か所（市立図書館、アイセルシュラホール図書コーナー、支所図書コーナー、川北配本所）での予約・リクエスト図書の定期的な搬送と迅速な提供
- 読書推進及びボランティア活動支援
 - 子ども読書活動推進のための諸行事
 - 図書館ボランティアの育成
 - 語り手派遣事業（図書館ボランティアの派遣）
 - 読書通帳・図書館利用バッグの配布
- 子育て支援の推進
 - 読み聞かせ、絵本の紹介、わらべ歌、手遊び紹介
 - 幼児コーナーの設置
 - 人形劇舞台やパペット人形の貸し出し
- 障がい者・高齢者に対する読書支援、サービスの充実
 - 録音図書、大活字本の収集
 - 拡大読書器、音声読書機、貸出用録音図書再生機等の活用
 - デジタル録音機、CD コピー機による録音図書の製作
 - デイジー図書の迅速な提供
- 学校図書館との連携強化
- 郷土の文化の継承・保存

5. 主なスポーツ振興事業

- 「ノルディックウォーキング講習会」（4、11月）
- 「Fujiりんぴっく」（小学生を対象にした50m、100m、800m走記録会）（5月）
- 市民水泳プール（7/20～8/31）
- 「市民総合体育大会」（体育協会主催、9～10月）
- 「体カテスト」（スポーツ推進委員会運営、10月）
- 「市民ニュースポーツフェスタ」（市民スポーツフェスティバル実行委員会主催、11月）
- 「市民マラソン大会」（1月）
- トレーニング講習会（6、10、3月）とトレーニング相談会（4、7、11、1月）
- 小・中学校体育施設開放事業（運動場、体育館）

6. 主な文化財保護事業

- 文化財保護施設管理事業
- 文化財保存管理事業 未指定古墳の国史跡指定化、史跡買い上げ事業
- 史跡古市古墳群城山古墳整備事業
- 文化財発掘調査事業
- 文化財用地管理事業 除草、清掃、剪定等
- 普及啓発事業 市民文化財講座（8月～12月に5回シリーズ）
 - 見学バスツアー
 - 発掘速報展
 - 出土品等の貸出
 - 古代体験学習（親子でチャレンジ「見て、さわって、古代の暮らし」10～12月、3回）
 - 発掘企画展（7月、市役所1階ロビー）
 - 文化財施設見学会（11月）
 - 世界遺産学習（市内小学校6年生対象に文化財保護課専門職員による出張授業、フィールドワーク）



水鳥形埴輪（津堂城山古墳出土）

7. 藤井寺市内指定文化財一覽

(1) 国指定文化財 (10 件)

種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者
彫刻	乾漆 千手観音坐像 (本堂安置)	1 軀	S13.8.26 (旧指定) S27.11.22 (新指定)	藤井寺1-16-21	葛井寺
	木造 十一面観音立像 (本堂安置)	1 軀	M32.8.1 (旧指定) S27.11.22 (新指定)	道明寺1-14-31	道明寺
工芸品	伝菅公遺品				
	銀装革帯	1 条			
	玳瑁装牙櫛	1 枚	S11.7.3 (旧指定)		
	牙笏	1 枚	S28.3.31 (新指定)	道明寺1-16-40	道明寺天満宮
	犀角柄刀子	1 口			
	伯牙弹琴鏡 青白磁円硯	1 面 1 面			
彫刻	木造 十一面観音立像 (伝菅原道真作)	1 軀	M32.8.1 (旧指定) S25.8.29 (新指定)	道明寺1-14-31	道明寺
	木造 聖徳太子立像 太子像胎内一括品	1 括	M32.8.29 (旧指定) S25.8.29 (新指定) S49.6.8 (追加指定)	道明寺1-14-31	道明寺
工芸品	笹散蒔絵鏡匣	1 合	S16.7.3 (旧指定)		
	笹散雙雀鏡 (鏡面に金泥の種子あり)	1 面	S25.8.29 (新指定)	道明寺1-16-40	道明寺天満宮
建造物	葛井寺四脚門 (切妻造、本瓦葺)	1 棟	S28.8.9	藤井寺1-16-21	葛井寺
考古資料	水鳥形埴輪 (城山古墳出土)	3 箇	S18.6.9	藤井寺3-1-20	藤井寺市
古墳	古市古墳群		H13.1.29 (統合・名称変更)		
	古室山古墳		S31.9.22	古室2丁目	
	赤面山古墳		S31.9.22	古室2丁目	
	大鳥塚古墳		S31.9.22	古室2丁目	
	助太山古墳		S31.9.22	道明寺6丁目	
	鍋塚古墳		S31.9.22	沢田4丁目	
	城山古墳		S33.1.21	津堂	
	墓山古墳		S41.3.14 (追加指定) S50.2.22	青山1丁目他	藤井寺市 他
	鉢塚古墳		S54.12.22	藤井寺4丁目	
	野中古墳		H7.2.21 (追加指定)	野中3丁目	
	はざみ山古墳		H8.3.29	野中1丁目	
	青山古墳		H13.1.29 (追加指定)	青山2丁目	
	蕃所山古墳		H13.1.29 (追加指定)	藤ヶ丘2丁目	
	東山古墳		H26.10.6 (追加指定)	野中2丁目	
	割塚古墳		H26.10.6 (追加指定)	藤井寺4丁目	
	稻荷塚古墳		H26.10.6 (追加指定)	野中5丁目	
	唐櫃山古墳		H27.3.10 (追加指定)	国府1丁目	
松川塚古墳		H27.11.20 (追加指定)	古室2丁目		
遺跡	国府遺跡	1 遺跡	S49.6.25 S52.7.19 (追加指定)	惣社2丁目	藤井寺市 他

(2) 国登録有形文化財 (20件)

名称	員数	登録年月日	所在地	所有者
玉手橋	1基	H13.1.29	道明寺3丁目～ 柏原市石川町・玉手町	柏原市
藤本家住宅主屋便所及び塀付 藤本家住宅離れ 藤本家住宅表門 藤本家住宅裏門 藤本家住宅道具蔵 藤本家住宅衣装蔵 藤本家住宅北米蔵 藤本家住宅南米蔵 藤本家住宅西納屋 藤本家住宅東納屋	1棟 1棟 1棟 1棟 1棟 1棟 1棟 1棟 1棟 1棟	H18.10.18	藤井寺2丁目	個人
藤野家住宅主屋 藤野家住宅東門及び長屋 藤野家住宅納屋 藤野家住米蔵及び道具蔵 藤野家住宅物置 藤野家住宅鳥小屋 藤野家住宅正門 藤野家住宅露地門及び塀 藤野家住宅塀	1棟 1棟 1棟 1棟 1棟 1棟 1棟 1棟 1棟	H24.8.13	藤井寺2丁目	個人

(3) 大阪府指定文化財 (6件)

種別	名称	指定番号	員数	指定年月日	所在地	所有者
工芸品	石造 燈籠	工第10号	1基	S45.3.20	藤井寺1-16-21	葛井寺
	葛井寺金銅宝塔	工第30号	1基	S58.5.2	藤井寺1-16-21	葛井寺
	脇差 銘秀光	工第28号	1口	S56.6.1	道明寺1-16-40	道明寺天満宮
考古資料	長持山古墳石棺	考第9号	2基	S49.3.29	川北3-4-37	藤井寺市
	北岡遺跡出土金銅五銖	考第59号	2口	H27.2.3	岡1-1-1	藤井寺市
天然記念物	道明寺のもくげんじ	天第6号	1	S45.2.20	道明寺2-327	道明寺天満宮

(4) 藤井寺市指定文化財 (7件)

種別	名称	指定番号	員数	指定年月日	所在地	所有者
絵画	天神縁起絵扇面貼交屏	絵第1号	1双	H18.3.9	道明寺1-16-40	道明寺天満宮
彫刻	聖観音菩薩立像	彫第1号	1軀	H18.3.9	藤井寺1-16-21	葛井寺
	地藏菩薩立像	彫第2号	1軀	H18.3.9	藤井寺1-16-21	葛井寺
工芸品	石燈籠 康元二年銘	工第1号	1基	H19.9.5	道明寺1-16-40	道明寺天満宮
	石燈籠 建徳三年銘	工第2号	1基	H19.9.5	北條町1-23	黒田神社
考古資料	国府遺跡出土块状耳飾	考第1号	1対	H18.3.9	道明寺1-16-40	道明寺天満宮
	国府遺跡出土装身具	考第2号	5点	H19.9.5	北岡1-2-12	藤井寺市